

子どもオンブズ・レポート 2021

2022(令和 4)年 3 月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 [平成 10 (1998) 年 12 月 22 日 川西市条例第 24 号]

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

- 2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。
- 3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

はじめに



2021 年次も新型コロナウイルスの脅威にさらされながら過ごすこととなりました。オンブズの仕事についても、引き続きコロナとともに生きることとなった子どもたちのSOSがたくさん舞い込み、ケース数は 70 件、相談回数も昨年次に引き続き 800 回を上回ることとなりました。

今年次に持ち込まれた相談がどの程度コロナの影響を受けているかについて厳密に検証することはできませんが、オンブズとしても市内の子どもたちがコロナ下をどう生きているかについて声を集めてみようということになりました。詳しくは大倉オンブズの執筆箇所（第 I 章）をご覧くださいと思いますが、わたしが子どもたちからの聴き取りでまず感じたことは、「コロナ下で子どもたちはとても遠慮している。遠慮していることに気づいていない子すらいる」ということです。

ここで、日本財団が 2019 年 9 月に行った国際調査について紹介したいと思います¹。2019 年 9 月といえば、コロナの問題が吹き上がる少し前です。コロナ前ということになります。どんな調査かといいますと、インド・インドネシア・韓国・ベトナム・中国・イギリス・アメリカ・ドイツ・日本の 9 か国の 17 歳から 19 歳までの各国 1000 人ずつ（男性 500 人、女性 500 人）に社会や国に対しての意識をたずねたものです。

はじめに、回答者である若者たちと社会との距離感についてたずねたものについて見ていきます^{*1}。日本は、「自分を大人だと思う」「自分は責任ある社会の一員だと思う」「将来の夢を持っている」「自分で国や社会を変えられると思う」「自分の国に解決したい社会課題がある」「社会課題について、家族や友人など周りの人と積極的に議論している」という 6 項目すべてにおいて、「そう思う」と回答した若者が他国と比べて著しく低いという結果が出ました。それに対して例えばインドの若者はすべての項目において 8 割以上が肯定的な回答をしています。これはあくまで「意識」の調査ですから、調査を引き受けたインドの若者の多くが実際に積極的な社会参加ができているということではなくて、実現の可能性はともかく、自分が国や社会にとって重要なメンバーだと“自分で思っている”あるいは“自認できるような仕組みの中に置かれている”ということを示しています。翻って日本の若者たちは、“自分と社会との距離を測りかねている”あるいは“自分が社会の重要なメンバーであるということ”を自認させられるような環境にはおかれていない（かもしれない）ということになるでしょう²。

¹ https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/11/wha_pro_eig_97.pdf

² さらにこれらの内訳を性別すなわちジェンダーで見ると、「将来の夢を持っている」という項目を除いて、男性の方が肯定的な回答をしています（といっても「夢」に関する回答も女性が 60.1%、男性が 59.6%と僅差です）。誤解を恐れず述べるならば、ジェンダーギャップの著しく大きな日本社会によって、女性の方がより「無力化」させられているといってもよいでしょう。

もう少し詳しく見ていくと、たとえば一つ目の「自分を大人だと思う」については、他の国では約 8 割の若者がそれを肯定するような意識を持っているのですが、日本と韓国だけがそうではありません。日本は 29%、韓国は 49%の若者しか「そう思う」と回答していません。日本は 2022 年の 4 月から成人年齢が 18 歳に引き下げられます。にもかかわらず、自分を大人だと自認している人は 3 分の 1 にも満たないということです。それもそうでしょう。日本の場合、高校進学率が 98%を越え、大学進学率は 6 割ほどです。韓国になれば 8 割以上が大学に進学するようなのですが、いずれの国もほとんどの子どもたちが保護者からの教育投資によって高校・大学生活を送っています。また、仕事を持つようになって結婚等により世帯分離をするまでは家族と暮らすということが一般的な日本や韓国では、この世代で自分が大人になった気分を味わう局面そのものが非常に少ないのではないかとということが想像できます。

また、同じ調査のなかの別の質問に「あなたは、どのようにして国の役に立ちたいと思いますか」という質問があり、その回答として「きちんと働き納税する」「学業に励み立派な社会人となる」「ボランティアをする」「選挙を通じて政治に参加する」「ビジネスを通じて社会課題を解決する」「国際交流に取り組む」「子供達の教育に携わる」「医療・看護・福祉分野などで働く」「住んでいる地域（コミュニティ）の課題解決に取り組む」「省庁や自治体など公的機関で働く」「政治家として活動する」「軍隊に入って国を守る」「具体的にはないが何らかの分野で役に立ちたい」「国の役に立ちたいと思わない」という 14 の選択肢が複数回答可として設定されています^{*2}。他の国に比べて日本の若者はいずれの回答も高くなく、しいて言えば 1 番目の「納税」を選んだ人が 30%近くいます。そして、最後の選択肢である「国の役に立ちたいと思わない」を選んだ人が 9 か国のなかで最も多い国となっています。国のため、と言ってしまえば「富国強兵」のようなイメージがあって抵抗があるのかもしれませんが、要するに先の質問と同じように、自身を社会を担う重要なメンバーだとは思っていないということが示されているようにも思われます。

高校進学率が 100%近いこの国で、わたしたちは 6・3・3 の初等中等教育の 12 年以上をかけて、このような子どもたちを家庭・学校・社会で育ててしまっているのだということに自覚的にならなければならない、そんな調査であるように思いました。あわせて、第 I 章で紹介している聴き取りでの子どもたちの様子との調査結果がすごく重なるような気がして、とても複雑な気持ちにさせられました。「自尊感情」という言葉、すなわち自己を肯定的に捉えられるか、自分を大切な存在だと思えるかどうかが学校教育のなかでもよくつかわれるようになりました。「感情」と言ってしまうと個人の心の問題だけかのように思われてしまいましたが、感情というものは個人の体の中から突如として生まれ出るわけではありません。何かの外的な刺激を受けた結果として、湧きおこったり変化したりするものです。ですから、かりに自尊感情といったものが一人ひとりの人間のなかにあり、それが社会生活を送るうえで大切なのであるとしたら、重要なのは個々人に与える外的刺激、すなわち環境のほうにあるのではないのでしょうか。コロナ下での聞き取りから感じた衝撃、すなわち子どもたちが言いたいことがあっても（言うてはいけないと遠慮して）言えない、あるいは言いたいことそのものがそもそも思いつかない（ぐらい日常的に言いたいことを言わないことが自然になって

しまっている)といった状況は、実はコロナ以前からこの社会にあったように思います。子どもたちの声を聴くことはもちろん、それに加えて失われた声を取り戻すような意図的な取り組みもわたしたちオンブズに求められている…。そのように感じる年であったように思います。

また、わたしたちが「声を聴く」ことは何も子どもたちに対してだけではない…それを痛感した1年でもありました。2020年次、わたしたちは「学校運営における組織的対応についての提言」という提言を出しました。この提言は、オンブズで引き受けることになったある学級崩壊事案を含む近年の学校現場の状況をふまえて発出したものです。子どもの最善の利益が侵害されないためにも、いわゆる教育病理のようなものによって教師個人が大きな責任を負うことになったり学級や学校が機能不全に陥ったりしないよう、組織的対応の強化や見直し等について提案させて頂いたものです。本提言に対して、その対象である本市および学校や教育委員会は、これまでオンブズから出させて頂いた他の提言や意見表明といった制度改革案と同じように、一定肯定的に受け入れ、内容についても継続して積極的に検討して頂いているように思います。しかしながら、一部の市民のかたからは、その内容をめぐって大きな戸惑いの声があがりました。昨年の年次報告会にご参加くださった方はその断片に触れたことと思いますが、オンブズからの制度改革の提案で、ここまで大きな混乱をもたらしたことはこの20年でなかったのではないかと思いますし、その点においてはわたし自身とも責任を感じています。

そこで、わたしたちは2001年に起こった学級崩壊案件に学ぶことから始めることにしました。この案件は、学級崩壊状況にあるクラスの子どものSOSを受け、学校の協力も得ながら、オンブズ相談員が「留学生」として教室に居合わせることで丁寧に子どもの声を集めていったという、わたしたち川西オンブズにとってのオンブズワークを象徴する、いわば伝説的な案件となっているものです³。今回の提言の端緒となったのも学級崩壊であり、わたしたちとしては十全に相談・調整活動を進めてきたつもりでしたが、2001年の案件から学びなおすことでわたしたちのオンブズワークが妥当なものであったのかを改めて考えたいという思いがありました。コロナ情勢が刻々と変わる中、対面での協議がなかなか進まずにはがゆい思いもしましたが、声をあげてくださった市民のかたのみならず、かつての川西オンブズの関係者などにもお力をおかりしつつ、改めて「“子どもの声を聴く”とは?」「そもそもオンブズワークとは?」といったことについて時間をかけて議論するようになりました。市民のかたとの協議や、オンブズ主体による学習会などは現在も継続中ですが、川西オンブズが大切にしていることはいまも昔も変わっていないというのが、わたしの率直な学びの成果です。つまり、時代の変化や置かれている状況によって実現可能な具体的ワークの手法や内容は若干変わってくるものの、子どもの声を丁寧に聴くことや、子ども主体の問題解決を援助するオンブズのスタンスといった本質的な部分に関しては何ら変わりはない、変えてはいけないことだということです⁴。

³ この案件の詳細については、2001年のオンブズレポートをご参照ください。

⁴ 本提言をめぐって展開された議論をふまえ、これにかかる総括の文書を現在とりまとめているところです。

冒頭で、子どもたちがここまで委縮させられているのは環境の問題ではないかと指摘しました。わたしたちが子どもの声を聴こうとするならば、そのまなざしは子どものみならず社会に向けられなければなりません。変動する社会のなかで、保護者、教師、市民の皆様など、日々川西の子どもたちを支えてくださっている多くの方々のお力を頂戴しながら、子どもの最善の利益を求めていけるオンブズワークを続けていきたいと思います。

2022（令和4）年3月

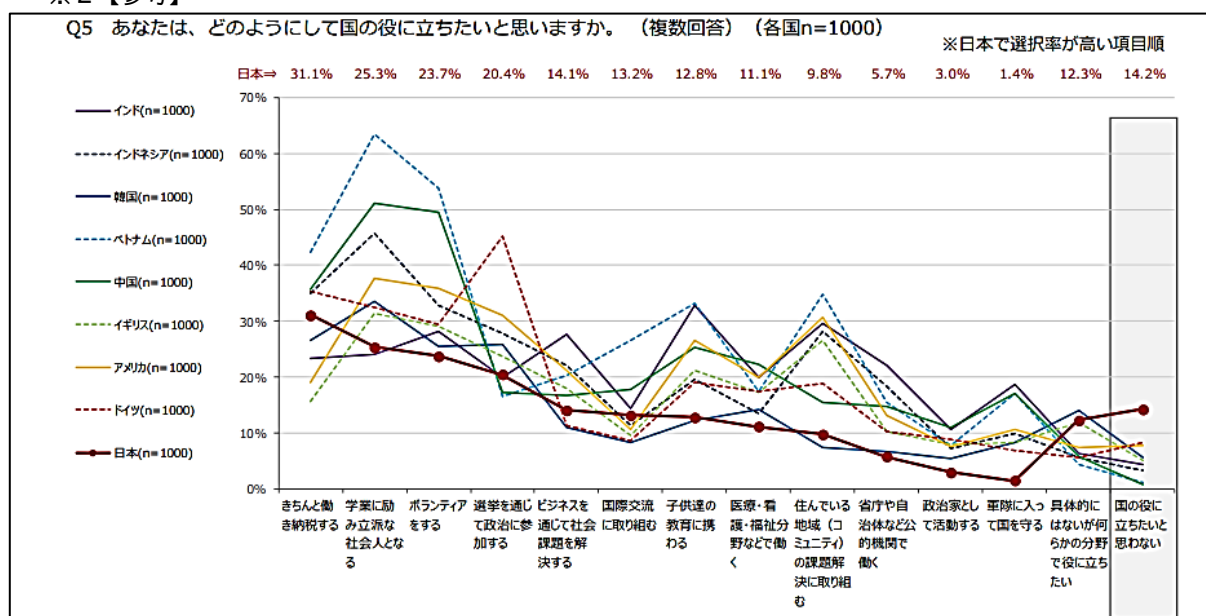
川西市子どもの人権オンブズパーソン
代表オンブズパーソン 堀家 由妃代

※1【参考】

Q1 あなた自身について、お答えください。（各国n=1000）
（※各設問「はい」回答者割合）

	自分を大人だと思う	自分は責任がある社会の一員だと思う	将来の夢を持っている	自分で国や社会を変えられると思う	自分の国に解決したい社会課題がある	社会課題について、家族や友人など周りの人と積極的に議論している
日本 (n=1000)	29.1%	44.8%	60.1%	18.3%	46.4%	27.2%
インド (n=1000)	84.1%	92.0%	95.8%	83.4%	89.1%	83.8%
インドネシア (n=1000)	79.4%	88.0%	97.0%	68.2%	74.6%	79.1%
韓国 (n=1000)	49.1%	74.6%	82.2%	39.6%	71.6%	55.0%
ベトナム (n=1000)	65.3%	84.8%	92.4%	47.6%	75.5%	75.3%
中国 (n=1000)	89.9%	96.5%	96.0%	65.6%	73.4%	87.7%
イギリス (n=1000)	82.2%	89.8%	91.1%	50.7%	78.0%	74.5%
アメリカ (n=1000)	78.1%	88.6%	93.7%	65.7%	79.4%	68.4%
ドイツ (n=1000)	82.6%	83.4%	92.4%	45.9%	66.2%	73.1%

※2【参考】



目次

はじめに	川西市子どもの人権オンブズパーソン 代表 堀家 由妃代
I 新型コロナウイルスと子どもの権利	6
オンブズパーソン 大倉 得史	
II 子どもの人権オンブズパーソン制度について	16
子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨	
オンブズパーソンの制度運営について	
個別救済・制度改善までの主な流れ	
川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ	
III オンブズパーソンの相談・調整活動	22
2021 年次の相談状況	
相談者の内訳	
相談内容	
人と人をつなぐ「調整活動」	
相談・調整活動の実際	
相談員コラム	
IV オンブズパーソンの調査活動	42
2021 年次の調査状況	
2021 年次の提言状況	
V オンブズパーソンの広報・啓発活動	48
子どもへの広報・啓発	
おとなへの広報・啓発	
VI オンブズパーソンの会議と情報公開	54
「オンブズパーソン会議」の開催状況	
個々の案件に関する「研究協議」の開催状況	
研修会の開催	
情報公開の対応	
VII オンブズパーソンからのメッセージ	57
オンブズワークと子どもの声を聴くということ	
オンブズパーソン 三木 憲明	
参 考	63
川西市子どもの人権オンブズパーソン条例	
2021 年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿	

I 新型コロナウイルスと子どもの権利

オンブズパーソン 大倉 得史

1. 新型コロナウイルス流行という災害

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019年12月に第一例目の感染者が報告されてから瞬く間に全世界に広がり、パンデミックを引き起こしました。日本でも2020年1月に最初の感染者が確認されて以降、急速に感染が拡大し、同年2月には政府が全国の小学校、中学校、高校、特別支援学校等に対して一斉休校の要請をする事態となりました。政府からの突然の休校要請を受けて、同年3月から全国的に一斉休校が始まり、最長で約3か月間にも及びました。さらに、学校が再開されて以降も、分散登校やオンライン授業、遅れた分の学習内容の取り戻し、感染防止のための消毒やマスク着用の徹底、ソーシャル・ディスタンス確保のための行事縮小・行動制限等、学校現場はこれまでなかったような取組みに追われ、大きく様変わりしました。この間、未曾有の社会的危機に対して、感染拡大を防止しながら、子どもたちの学習権を保障しようと工夫を重ねてきた学校教育関係者の努力には、本当に頭の下がる思いがします。



その一方、学校や家庭での生活様式の変化が、子どもたちに大きな影響を与えたことは想像に難くありません。学校が3か月間も休みになり、外に出かけることもままならない状況の中で、子どもたちはどのように友達と交流していたのでしょうか。あるいは、休校期間中の4月がちょうど進学やクラス替えの時期に当たっていた子どもたちは、きちんと新しい友達を作れたのでしょうか。IT機器等を活用したオンライン授業や、滞っていた学習内容を取り戻そうとする教師たちの努力は、子どもたちにどのように受け止められたのでしょうか。さらに、学校生活をみずみずしいものにし、一生の思い出となるはずのさまざまな行事が、中止になったり、縮小されたりしたことについて、子どもたちはどのように思っているのでしょうか。そして、今や社会にすっかり浸透したマスク着用、ソーシャル・ディスタンス確保、三密回避の習慣は、子どもの心にどのような影響を与えているのでしょうか。大いに気にかかるところです。

この問題に対して、小林（2021）⁵は、新型コロナウイルスの流行は福島第一原発の爆発事故にも似た災害だと指摘しています。はっきり目に見える地震等の脅威と違い、放射性物質もコロナウイルスも目に見えないという点で共通しており、目に見えないがゆえの独特の不安を生じさせるというのです。その不安の大きさは、もたらされる「情報」によって決まりますが、原子力災害同様、新型コロナウイルスに関してマスメディア等からもたらされる「情

⁵ 小林正幸(2021). 子どもたちのこころの中で何が起きているのか. 川崎雅和（編著）『コロナと戦う学校 全国120校が直面した課題と新たな教育環境の可能性』, 学事出版, pp51-66.

報」はしばしば不確実であり、不安の大きさも個人差の大きいものになります。さらに、コロナ禍特有の特徴として、感染を媒介するもの、つまり他者を脅威として感じやすくなります。結果、人間の心理的な分断が進み、差別や攻撃を生み出しやすい空気が醸成されていくのだといいます。このような社会的状況が、明に暗に子どもにストレスを与えている可能性は否定できません。

例えば、竹内（2020）⁶が2020年6月に約600人の子どもに対して行ったストレスチェック調査では、高いストレスを抱える子どもの割合は、中学男子では熊本地震時の11.9%を数ポイント下回ったものの、小学男子はこの数値を大きく超え、女子に至っては小学生、中学生ともに11.9%を10ポイント以上も上回っていました。

また、国立成育医療研究センターが継続的に行っている「コロナ×こどもアンケート調査」⁷によると、全国一斉休校期間中の第1回調査で子どもたちの困りごととして「お友だちと会えない」（76%）、「学校に行けない」（63%）、「外で遊べない」（54%）といった声が多くあがったこと、休校期間明けの第2回調査では「コロナのことを考えると嫌な気持ちになる」「最近、集中できない」といった何らかのストレス反応が約70%の子どもに見られたことが報告されています。また、2021年2月から3月にかけて行われた第5回調査では、2020年5月以降、子どもたちの心身の健康度が徐々に低下している可能性も指摘されており、新型コロナウイルスの流行が長期的な影響を及ぼしつつあるのではないかという懸念があります。

ただし、その一方、兵庫県教育委員会が行っている「新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケート」の結果を見ると、心やからだにストレスを抱える児童生徒は一定程度いるものの、第1回（2020年7月）、第2回（2020年9月）、第3回（2021年1月）と調査を重ねるたびに、「むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとなったりする」という質問に対して「ない」と回答する児童生徒の割合が増えています。このことは、新しい生活様式が社会に浸透し、子どもたちもそれに慣れてきたことで、新型コロナウイルスの直接的影響によるストレスが幾分減じてきていることの表れかもしれません。

しかし、大きな社会環境の変化に対して当初感じていたようなストレスが和らいで、それに順応できるようになるということは、その環境の変化による影響を受けなくなるということの意味しません。むしろ、新型コロナウイルスがもたらした環境の変化に応じて、子どもたちの考え方や感じ方、パーソナリティも変わったからこそ、環境との摩擦が少し和らいできたということなのかもしれません。新型コロナウイルス流行以前と以後で、社会の中で育っていく子どもたちの姿そのものが変化しつつある可能性があります。それは一体どのようなものなのでしょうか。

残念ながら、上で見たようなアンケート方式の大規模調査の多くは、子どもがストレスを感じているか否かといった観点から子どもたちの心身の健康度を推し量ろうとするものであ

⁶ 竹内和雄(2020). コロナ禍？子どものストレス、熊本地震直後より危険な状態？ 緊急アンケートからの警鐘（特に女子が課題）. <https://news.yahoo.co.jp/byline/takeuchikazuo/20200612-00182863>（2021年12月27日閲覧）

⁷ 国立成育医療研究センターホームページ. https://www.ncchd.go.jp/center/activity/covid19_kodomo/related_info.html（2021年12月28日閲覧）

り、子どもたちが具体的にどのような考え方や感じ方をするようになってきているか、大きな社会環境の変化が子どもたちの育ちや人格形成にどのような影響を与えているのかといったことは、十分に見えてきません。こうした問題を手応えある形で検討するためには、やはり子どもたちに直接会って話を聞くということが必要になるでしょう。

今年次、オンブズパーソンは、家庭や学校とはまた違った立場から子どもたちの意見を聞き取ることができる第三者機関の特性を活かして、何人かの子どもたちに直接会い、新型コロナウイルス流行に伴う家庭や学校での生活、社会状況の変化に対して、今の子どもたちがどのようなことを思い、感じているのかについて聞き取る、予備的な調査を行うことにしました。日常の相談・調整活動の中で「新型コロナウイルスの流行で、こんなことに困っている」といった相談があったり、はっきりとした人権侵害があったりしたわけではないので、自己発意による調査という形式にはしていませんが、もしかするとそのような明確な「問題」として語られにくいのが、新型コロナウイルス流行という災害の特徴なのかもしれません。予備的な調査を踏まえて、子どもの権利が侵害されていることが見えてきたり、子どもの権利を保障するためによりよい施策の可能性が浮上したりすれば、そこから本格的な自己発意調査を立ち上げることも視野に入れつつ、聞き取りを行いました。

2. 調査の方法

聞き取りの協力が得られたのは、川西市内の二つの中学校の生徒会役員、「かわにし子どもの人権ネットワーク（かわにし子どもネット）」の小中学生、オンブズパーソンが月1回開いている「子ども☆ほっとサロン」によく来てくれる高校生です。全体の内訳は、小学生1名、中学生11名、高校生3名です。オンブズパーソン3名と相談員数名が中学校にお邪魔したり、川西市総合センターの一室に子どもたちに来てもらったりして、表I-1のように聞き取りを実施しました。

表 I-1 聞き取り調査の実施日、場所、対象者、時間

日時	場所	対象者	時間
7月30日	A 中学校	生徒会役員の中学生3名	13:20～14:55
8月27日	B 中学校	生徒会役員の中学生5名	13:10～14:25
10月30日	総合センター	かわにし子どもネットの小学生1名、 中学生3名	11:00～12:25
10月30日	総合センター	子ども☆ほっとサロンの高校生3名	13:10～14:10

調査に当たっては、事前にオンブズパーソンの側で聞いてみたい項目をいくつか用意してはいましたが（表I-2）、これはあくまで参考程度に留め、むしろその場での会話の流れを大事にして、子どもたちから語られることに応じて追加質問をしていくような形をとりました。その方が、より子どもたちの実感に即した話が聞けると考えたからです。

表 I -2 事前に用意した質問項目

◆ストレスについて

- ①長引くコロナ禍でストレスになっていること、我慢していることはあるか。
- ②コロナ禍によって学校のルールや生活が変わる際に、先生たちは子どもたちの意見をどれほど聞いてくれたか（生徒会、アンケート等）。

◆学校生活について

- ①行事の取りやめ・縮小についてどう感じたか。それに代わる取組み・工夫についてどう思ったか。
- ②部活動の休止等の状況、それについてどう思ったか。
- ③休み時間や給食時の活動制限・発話制限等についてどう感じているか。
- ④長期休みの短縮や、授業時間の確保等についてどう感じているか。
- ⑤その他、従来の学校生活と変わったなと思うことはあるか。
- ⑥ICT 機器の導入やオンライン学習の実施状況、それについてどう感じているか。
- ⑦学習進度についてどう感じているか。テストは通常通りの範囲で行ったのか。
- ⑧子どもたちの出席率について。不登校になった子などはいるか。
- ⑨感染者数の増減によって、活動制限の度合いは変わるのか。

◆厳しい状況にある子どもについて

- ①コロナによって影響を受けていると感じる友だち、他のクラスの子などはいるか。
- ②保健室の開室・利用状況の変化はあるか。
- ③学校の地域への開放状況はコロナ以前と変わったか。学校以外の居場所はあるか。
- ④先生が忙しそうで、話しかけにくいといったことはあるか。個別の相談をしやすい雰囲気はあるか。
- ⑤コロナのせいで、家庭で両親がイライラしていると感じることはあるか。

◆いじめについて

- ①コロナによる差別やいじめ等の事象は見られるか（マスク警察、罹患者への差別的言動、外国につながる子どもに対する差別的言動などを含む）。
- ②SNS でのトラブル等は増えていないか。
- ③外国籍の子どもや、コロナにかかった子どもについてどう思うか。今後ワクチン接種が子どもにまで拡大する可能性があることについてどう思うか。
- ④その他、コロナが関連したトラブル、事件等はあるか。

以下では、聞き取りを通して見えてきた子どもたちの思いや実感について報告し、子どもの権利を保障するためにどのようなことが大切になってくるのかを考えてみたいと思います。

3. 活動制限による不快感

各回の聞き取り調査で、ほぼすべての子どもが口にしたのが、コロナ禍における種々の活動制限によってもたらされる不快感です。以前は友だちと公園で遊んだり、カラオケに行ったり、夏休みには日帰り旅行など遠出もしたりしていたけれど、そうしたことができなくなり、毎日の生活が単調で刺激がない、といった声が多く聞かれました。給食も皆が前を向いて黙って食べる形になり、少しでも喋ると先生から注意をされることもあるようです。また、子どもたち同士で肩を組んだり、手を繋いでいたりすると、先生に注意されることがあるので、友だちとは身体的な接触をしたらいけないという意識が強まっていると言います。

休み時間のボール遊びや、大勢の子どもで集まってのゲームなどができなくなったことを残念がる子どももいました。本当はボールを使って遊びたいのだけれど、「ボールにはコロナウイルスが付いているよね」ということを子どもたちで言い合って、体育の時間以外にボールを使うのを控えているのだそうです。また、部活動の試合も中止になったり、再開になっても試合中のハイタッチや声を出しての応援が禁止されたりして、思い切りできないという印象を持っているようです。

学校の行事も延期・中止になったり、短縮・縮小されたりしています。土日に行われていた体育大会が平日半日だけ、あまり密集しない競技だけを行う形になってしまい、つまらないという声もありました。子どもたちにとっては、自らの張り切っている姿を家族に見てもらう機会はとても貴重なものですが、家族の参観が禁止されたり、制限されたりしたことで、盛り上がりに欠けるようです。他にも学習発表会、音楽発表会、自然学校等の行事がなくなったことで、なかなか子どもたち同士の絆が深まらない状況があるようです。

修学旅行が日帰り旅行になったり、行き先が変更になったりしたことを残念がる声も多く聞かれました。学校の先生たちも工夫して、子どもたちに楽しんでもらおうと近場のレジャー施設などに行き先を変更したようですが、本当は長崎や沖縄などの歴史的・文化的遺産をめぐって、そこから大切な何かを学びたかったという子どももいました。

一定の活動制限は、感染拡大を防ぐために必要不可欠だと思います。ただし、今回の聞き取り調査を通じて、どの程度の活動制限をするのかは学校によってさまざま、個々の教員ごとにさまざま、時と場合によってさまざまであるという印象を持ちました。言い換えれば、子どもたちの学校生活をみずみずしいものにする上記のような体験を保障するために、おとなの側に高い意識と創意工夫が見られる場合と、子どもの行動を制限する方向にばかり意識が傾いていると思われる場合とがあるということです。例えば、マスクを外して激しく身体をぶつけあうような試合をしているときに、ハイタッチの禁止はどれほどの意味を持つでしょうか。おとなの側にもそうしたルールを設けた何らかの理由があるのだとは思いますが、過度な活動制限は子どもの生活を平板で味気ないものにしてしまうことがあります。子どもたちの健やかな心身の育ちにとって本当に大切なものは何かということを、これまで以上に深く議論し、一定の活動制限をする場合でもそれがきちんと保障されるような取組み、工夫をしていくことが大切だと思われます。

4. 学習の状況について

突然の一斉休校にも関わらず定められた学習内容・進度を維持するため、学校の教師たちは自宅でもできる教材作りやオンライン授業、時間割の調整等、さまざまな努力をしたようです。ただし、休校明けに遅れていた分を取り戻すために授業が詰め込まれたり、授業の速度が上がったりして、きつかったという声もあります。そもそもの授業時間数が休校などで不足しがちになったため、自分があと1日欠席すると留年になってしまう状況だったと語る高校生もいました。教師と同様、子どもたちもがんばった結果、全体として見れば、何とか学習すべき内容をこなすことができたというのが、現場の実態なのだと思います。

また、タブレット等によるオンライン授業は、IT機器への教師の習熟度や学校の設備等によってかなり分かりやすさが変わってくるようです。6時間授業のうち2時間しかインターネットが繋がらなかったケースや、黒板に書かれた文字が光で反射して見えなかったケースなどがある一方で、教師がパワーポイントを上手に利用してくれるので、授業が分かりやすくなったという声もありました。

さらに、ほぼ通常通りの授業に戻ってからも、理科室や調理室を使つての実験や実習ができず、座学中心になっている学校もあるようです。長引くコロナ禍の中で、自分が中学校に入ってから調理室を使ったことがないという子どももいました。また、ペアになったの英会話の練習では、お互いに顔を合わせずに前を向いて会話をするといった独特な形でワークをしている学校もあるようです。子どもたちの体験に根差した学びや、教師から答えを教えられるのではなく仲間と一緒に考えて結論を導いていくアクティブな学びが推奨される昨今、実験や実習、グループワークが制限されることで本来あるべき豊かな学びが保障されにくくなっていることがうかがわれます。

授業時間数を確保したり、補習用のプリント教材を配ったりして形の上で学習保障をするだけでなく、コロナ禍でなければ子どもたちが経験することのできたであろう豊かな学びをいかに保障するかということも考えていく必要があると思います。

5. コロナ禍によって見直される学校の「当たり前」

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、学校でこれまで当たり前のように行われてきたことが取りやめになり、子どもたちから見ると、かえって良かったと感じられることもあるようです。

例えば、ある女子生徒は、苦手な持久走がなくなったことをラッキーだと言っていました。また、以前は生徒会役員が全員そろって正門の前で朝の挨拶をしていたある学校では、感染拡大防止のため人数を分けて挨拶をするようにしたところ、一般の生徒から「前よりも圧がなくなった」という意見が出たようです。暑苦しい体育館で、全員が三角座りをして全校集会をやるよりも、クーラーの効いた各クラスで動画を見たり、放送を聞いたりする方が快適だという意見もあったと言います。ただしその一方で、全校集会で表彰状を渡してもらうのが誇らしかったのに、今は表彰式もモニター越しに見るだけになってしまい、何となく物寂

しいという意見もあり、難しいところです。

さらに、不登校気味の生徒からはコロナ禍のおかげで「学校に行かないといけないというプレッシャーが減って良かった」とか、「一斉休校明けの分散登校のときのゆったりとした雰囲気良かった」といった声も聞かれました。こうした声は、学校に行きづらい子どもにとって、「学校に行くのは当たり前」という家庭や学校、社会からの暗黙の圧力や、一つのクラスに多数の子どもが在籍している現状そのものが、大きな障壁となっていることを示唆していると思われます。逆に言えば、通常学級以外の居場所（いわゆるサードプレイスなど）を整備したり、少人数制の学級編成を推進したりすることで、こうした子どもたちの負担感が減り、「学校に行ってみようかな」といった気持ちが引き出されたりする可能性もあるのかもしれません。

新型コロナウイルスの流行によって、これまでの学校の慣習は大きく様変わりしました。そのことは翻って、これまで当たり前のように行われてきたことについて、「それを行うことが、本当に子どもたちの利益になっているのか」、「学校を子どもたちにとって居心地の良い場所にするために、もっと工夫できることがあるのではないか」ということを問い直すきっかけになるのではないのでしょうか。子どもたちから出された上記の意見については賛否両論あるかと思いますが、本来子どもたち一人ひとりが多様な意見を持っているのだということは、忘れてはならないと思います。

6. 子どもの意見表明権を保障することの大切さ

今回、聞き取りをしてみて少し意外だったのは、子どもたち（特に中学生以下の子どもたち）の語りから不満や抗議のトーンがそれほど感じられなかったことです。ここまで述べてきたように、普段の生活の中で物足りなさや不全感を感じることは多々あるようですが、「感染拡大防止のためには仕方がない」ということで自分自身を納得させているような印象を受けました。

両親が医療関係者だというある子どもは、友だちと遊んだり、外出したりすることをかなり制限されているようでしたが、親に迷惑をかけたくないということで、自分でも控えめな生活（勉強だけの生活）を送っているとのことでした。また、多くの子どもたちから、「コロナ禍なんだから仕方がないでしょう」とおとなから言われると、何も言い返せなくなってしまったという声が聞かれました。ある中学校では、学年集会で中学最後の修学旅行がなくなったということを発表された中学3年生たちも、「やっぱりそうなんや」といった静かな反応をするのみで、怒ったり発言したりする生徒はいなかったと言います。

また、教師たちの努力を気遣い、多忙化を案ずるような発言も多くありました。文化祭のあいだ、先生たちがずっと消毒をして回っていたのが大変そうだったという声や、修学旅行の行き先が2～3回変更になって、先生たちはそれほどまでに自分たちのことを考えてくれているのだと思ったという声、自分たちよりも先生の見解の方がよく考えてくれているので良いと思うという声などがありました。また、職員会議などが増えたことで、先生たちがいつもバタバタしていると感じ、言いたいことがあっても声をかけにくいと感じる子どももいるようです。

子どもたちは、コロナ禍にあって頑張っている親や教師の姿をきちんと見ています。感染拡大が心配だからこそ行動制限をしていること、忙しい中で会議を重ねて子どもたちの生活を安全なものにしようとしていること、行事もできる限り実施できるように考えてくれていること、等々。そんなおとなたちが言う「コロナ禍なんだから、あなたたちも我慢して」だからこそ、子どもは何も言えなくなってしまうのです。

子どものためを思って奮闘するおとなたちと、その奮闘に感謝しつつ、我慢すべきところは我慢しようとする子どもたち。一見すると、これはとても美しい構図のようにも見えます。しかし、このように社会全体が「自粛ムード」に傾き、ここまで述べてきたさまざまな制限や不全感を子どもが仕方のないものとして受け入れ、「コロナだから」という決まり文句の前に何も言えなくなっていくことは、真に健全なものと言えるでしょうか。

子どももおとなも皆が我慢を強いられる状況は、往々にして周りから外れた行動をする人への厳しいまなざしにつながっていきます。今回の聞き取りでも、学校のルールにしたがわず、マスクを外している子どもに不安を感じるといった話や、好きな先生の周りに集まる子どもたちに対して「密」「集まりすぎ」と注意する子どもがいるという話が聞かれました。また、自分たちがこれだけ我慢しているのに、緊急事態宣言の最中、飲み歩いているおとなたちがいるということに対する不満の声もありました。皆で協力してルールを守り、感染拡大を防ぐということはもちろん大事なことです、その意識があまりに強まって、社会の同調圧力の中に子どもたちが巻き込まれ、他者に対する寛容さを失っていくのは、子どもたちの育ちにおけるもう一つの危機だと言って良いと思います。

では、どうすれば良いのでしょうか。オンブズパーソンとしては、いろいろな制限をかけなければならない状況下だからこそ、今まで以上に子どもたちの意見に耳を傾けてほしいと感じています。今回の聞き取りで、子どもたちにいろいろな行動制限や行事の縮小・中止などの決定をする際に、おとなたちが子どもたちの意見を聞いてくれる機会があったかどうかを尋ねましたが、ほとんどそうした機会はなく、おとなが決めたことを子どもに下ろすだけというケースが圧倒的に多かったようです。教師や親をはじめとするおとなに余裕がないことはもちろん事実です、それを責めることはできないのですが、このようなことが繰り返されると、子どもは「おとなに対して何を言っても無駄だ」とか、「おとなの決めたことがいつも『正しい』のだろう」といった感覚を強めていきます。自分が我慢していることを守らない人がいれば、怒りや蔑みの感情で見ようになります。逆に、一人ひとりの子どもの意見に十分に耳を傾け、子どもたちと話し合う中で結論が導き出される場合、その結果のいかんにかかわらず、子どもには「自分の意見は尊重してもらえる」とか、「自分たちで何が一番良いかを決めることができる」といった感覚が醸成されていくでしょう。「我慢」というよりは「納得」「相互合意」の気持ちが大きくなり、多様性に対する寛容さも増すでしょう。子どもたちの意見表明権を尊重することが、今改めて求められているのです。

感染拡大を防ぐだけでも大変で、子どもたちの意見を聞いてやりたいのはやまやまだが、その余裕が本当にないのだという声も聞こえてきそうです。確かにおとなたちがいろいろ考えて決定したことは、ときに「身勝手」で「わがまま」にも見える子どもたちの意見よりも配慮の行き届いたものになることがあるでしょう。ですが、そこで子どもたちがなぜ「身勝手」

で「わがまま」な発言に終始するのかを考えると、普段からおとなたちが子どもの意見を聞き、重要な決定をしていくというプロセスを十分に踏んでいないからではないか、つまりは自分たちにとって最良のことを自分たちで考え、決めていく「主権者」としての意識が、子どもの中に高まっていないからではないかということが見えてきます。これだけさまざまな行動制限がかかり、いろいろな我慢をしている、しかもその際に自分たちの意見を十分に聞いてもらっていないということに、子どもたち自身が目立った不満や抗議の表現をしないということ。今回の聞き取りでは、その背後にある問題性を感じました。

7. まとめ

新型コロナウイルスの流行は、子どもたちの生活に確かに大きな変化をもたらしています。コロナ禍が長引くにつれ、子どもたちも新たな生活様式に慣れてきたことで、過度なストレスがかかるという場面は少なくなっているのかもしれませんが。ですが、社会全体の「自粛ムード」が子どもたちにも浸透し、おとなの言うことに対して表立った意見表明ができなくなっていくという別種の問題が生まれているようにも見えます。このような社会的雰囲気の中で育った子どもたちが、他者と話し合い、さまざまな意見を交換しながら、自分たちにとって最良の選択をしていく主権者になれるのか、個人の自由や多様性に寛容なおとなになっていくのか、大いに気にかかるところです。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐというのは、もちろん非常に重要なことであり、子どもたちの安全をいかに守るかというのが、第一に考慮されるべき事項でしょう。ですが、それと同時にコロナ禍以前にあった子どもたちのみずみずしい学校生活に代わる体験をいかに保障するのか、子どもの意見を大事にした学校運営をどのように実現していくのかということも、それに負けず劣らず重要なことではないでしょうか。新型コロナウイルスの流行は、子どもの最善の利益とは何か、家庭や学校が本当にそれを保障する場になっているのかを問いかけてくる災害でもあるのです。

Ⅱ 子どもの人権オンブズパーソン制度について

はじめに

オンブズパーソン条例第 1 条（目的）には「本市における子どもの権利条約の積極的な普及に努めるとともに、子どもの人権オンブズパーソンを設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。」と記されています。

これは、子どもの権利条約第 4 条（締約国は、この条約に認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる）の規定に基づき、子どもをめぐる状況を改善するために自治体に求められる立法・行政上の措置として、子どもの人権オンブズパーソンを設置することを定めたものです。市が子どもの権利を尊重し確保するための具体的な役割を担う立場にあり、地方自治の主体的な実践として、この役割を果たしていこうとするものです。

つまり、オンブズパーソンは、子どもの権利条約の理念に基づいて制定した市の条例にその根拠を持ち、さらには、子どもの人権に関する様々な法令を参照しながら、子どもの人権救済を進めていく機関です。

一方、国連の子どもの権利委員会は、子どもの権利条約批准（1994 年）後の日本における実施状況の報告に基づいて、数年ごとに日本に対し懸念事項を示し、いくつかの勧告を行っています。その中で、条約の実施を促進・監視するための独立機関、すなわち子どもの権利のための公的第三者機関の設置が必要であるという見解を示しています。

国レベルでは、いまだ独立の公的機関は設置されていませんが、川西市が 1998（平成 10）年に子どもの人権オンブズパーソンを設置したことを皮切りに、30 数か所の地方自治体が独自に条例を制定し、公的第三者機関として子どもの権利救済機関を設置しました。川西市子どもの人権オンブズパーソンは、さまざまな人権侵害状況に置かれている子どもに、必要な救済を行うために活動しています。

一方、川西市と同様に、相談・調整活動や調査活動で見えてきた課題について、自治体の機関に対して行為の是正や制度の改善を求めて、勧告や意見表明等の提言を行っている公的第三者機関はまだそれほど多くない状況です。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

1989（平成元）年に国際連合で採択され、日本は 1994（平成 6）年に批准しました。子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、子どもを権利の主体と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なことに鑑みて、子どもに固有の権利も定めています。

条約は、4 つの一般原則として、差別の禁止（第 2 条）、子どもに関わるあらゆる活動における子どもの最善の利益確保（第 3 条）、生命への固有権利及び生存・発達の権利保障（第 6 条）、子どもの意見が聴かれ尊重される権利（第 12 条）を掲げています。

また、おとなには、子どもが自分の権利を正しく行使できるように、子どもの意思や気持ちを尊重しながら、必要な保護や援助を子どもに与える義務と責任があると定めています。特に子どもに関係するすべての活動において、おとなは「子どもの最善の利益」を考えて行動しなければならないと定めています。

子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨

川西市子どもの人権オンブズパーソンは、いじめ・体罰・差別・不登校・虐待などに悩む個々の子どもの SOS を受けとめ、具体的な人権侵害からの擁護・救済を図るために、1998（平成 10）年 12 月、全国ではじめて市の条例により創設された公的第三者機関（市長の付属機関：地方自治法第 138 条の 4 第 3 項）です。

個々の子どもの人権救済を図るために、相談・調整活動、調査活動に取り組むとともに、子どもの救済から見えてきた課題については、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第 3 条）を確保する観点から、市の機関（市立の学校・園や保育所、市教委等の行政機関）などに対し、行為等の是正や制度の改善を求めて、勧告や意見表明などの提言を行います。

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例制定の経緯

1980 年代以降、学校内外でのいじめ等を背景とした子どもの自殺が全国各地で起こり、大きな社会問題となっていました。他方、国際的な潮流として、1989（平成元）年 11 月に「子どもの権利条約」が採択され、日本も 1994（平成 6）年 4 月に同条約を批准しました。これらの状況をふまえ、川西市教育委員会では 1994（平成 6）年度末より抜本的ないじめ対策等のあり方についての検討・協議を進めてきました。そのなかで、子どもの人権を守るための第三者機関等の仕組みの必要性が提起され、条例案の検討の積み重ねを経て、1998（平成 10）年 12 月の市議会にて全会一致で可決・制定されました。

○1995（平成 7）年度

- ・ 4 月、市教育委員会が「子どもの人権と教育」検討委員会を設置。
- ・ 6 月～7 月、同検討委員会で「子どもの実感調査」（小 6・中 3 対象）を実施。
「（過去 1 年ほどの間で）学校でいじめを受けた」……（小 6）36%（中 3）19%
このうち小 6 の約 5%、中 3 の約 10%が「生きているのがとてもつらく思えるほどの苦痛」と回答。
何度もいじめを受けている子どもほど、誰にも相談できず「一人でがまんする」と回答。
- ・ 10 月、上記調査等をもとに、同検討委員会が「子どもの人権と教育についての提言」を市教委に提出。その中で、子どもの人権を守る第三者機関等の仕組みの創設を提起。

○1997（平成 9）年度

- ・ 5 月、市教育委員会が「子どもの人権オンブズパーソン制度検討委員会」を設置。
- ・ 9 月、「川西市における子どもの人権オンブズパーソン制度のあり方について」を答申。
- ・ 10 月、「オンブズパーソン制度例規等検討委員会」を設置。翌年度にかけて、学校教育・社会教育関係者等からの意見聴取など、約 1 年を費やして条例案を策定。

○1998（平成 10）年度

- ・ 11 月、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例案」を市教育委員会定例会で可決。
- ・ 12 月、同条例案を市議会に上程。審議の結果、オンブズパーソンを「市教育委員会に置く」から「市長の付属機関とする」に一部修正の後、全会一致で可決・制定。

○1999（平成 11）年度

- ・ 4 月、オンブズパーソン制度の運営開始（相談・申立ては 6 月より受付）。

条例の目的（条例第1条）

「この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。」

オンブズパーソンの職務（条例第6条）

<個別救済>

- ①子どもの人権侵害の救済に関すること。
- ②子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

<制度改善>

- ③前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

オンブズパーソンの責務（条例第7条）

「オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。」

オンブズパーソンの制度運営について

人員体制

- ・ オンブズパーソン（地方自治法上の非常勤特別職）：3名
法曹界、学識経験者、子どもの人権関係のNPO関係者等から、市長が委嘱します。
- ・ 調査相談専門員（地方公務員法上の会計年度任用職員：通称 相談員）：4名
平日週4日勤務し、オンブズパーソンのアシスタントとして日常的かつ継続的な活動に従事します。子どもや保護者等からの相談や申立てを最初に受け、オンブズパーソンに報告します。相談の継続や調査活動にも携わります。そのうち1名がチーフ相談員となり、相談・調査等の関係機関との連絡調整等を担当します。
- ・ 調査相談専門員（地方自治法上の専門委員：通称 専門員）：11名
オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、心理、学校教育、福祉等）。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動します。
- ・ 事務局職員（行政職）：1名
オンブズパーソン及び相談員の業務の補佐や、事務局の庶務等を担当します。

相談活動（第Ⅲ章 参照）

- ・ 市内の18歳未満の子ども（在住・在学・在勤）のことであれば、誰でも相談できます。

子ども、保護者、教職員、行政職員、その他の市民が容易にアクセスできるように、相談への入口を広く設定しています。

- ・ 電話相談、または事務局や子ども向け相談室「子どもオンブズくらぶ」での面談により行います。子どものニーズに応じて自宅や地域に訪問することもあります。
- ・ 電話受付は休日を除く月曜日から金曜日の 10 時～18 時です。そのほかの時間帯は、留守番電話や FAX で対応しています（相談の申込みはインターネットでも受付）。
- ・ 初回の相談者がおとなである場合にも、できるだけその相談者を介して当該の子どもに会って話を聞いています。
- ・ 必要に応じて擁護・救済の申立てを受け、調査を実施すべく相談に応じます。

調整活動 （第Ⅲ章 参照）

- ・ 相談活動の一環として、子どもの人間関係の修復・再構築のために、関係調整や関係機関との連携を行います。オンブズパーソンが子どもと子どもにかかわりのあるおとな（教職員や保護者など）の橋渡し役となり、おとなに子どもの心情が伝わるよう建設的な対話に努める中で、「子どもの最善の利益」の実現のために、子どもにとってよりよい人間関係があらたにつくり直されていくことをめざします。

調査活動 （第Ⅳ章 参照）

- ・ 条例は、オンブズパーソンに、市の機関に対する調査権（条例第 11 条）、勧告及び意見表明権（条例第 15 条第 1 項及び第 2 項）を付与しています。
- ・ オンブズパーソンの調査活動では、子どもの人権侵害からの救済をはかり、「子どもの最善の利益」を確保するために、市の機関による主体的な取り組みを促し支援するとともに、再発防止策等の具体的な提案を行います。
- ・ 市の機関に対しては、「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない」（条例第 8 条）と規定し、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務（条例第 15 条第 3 項）を課しています。

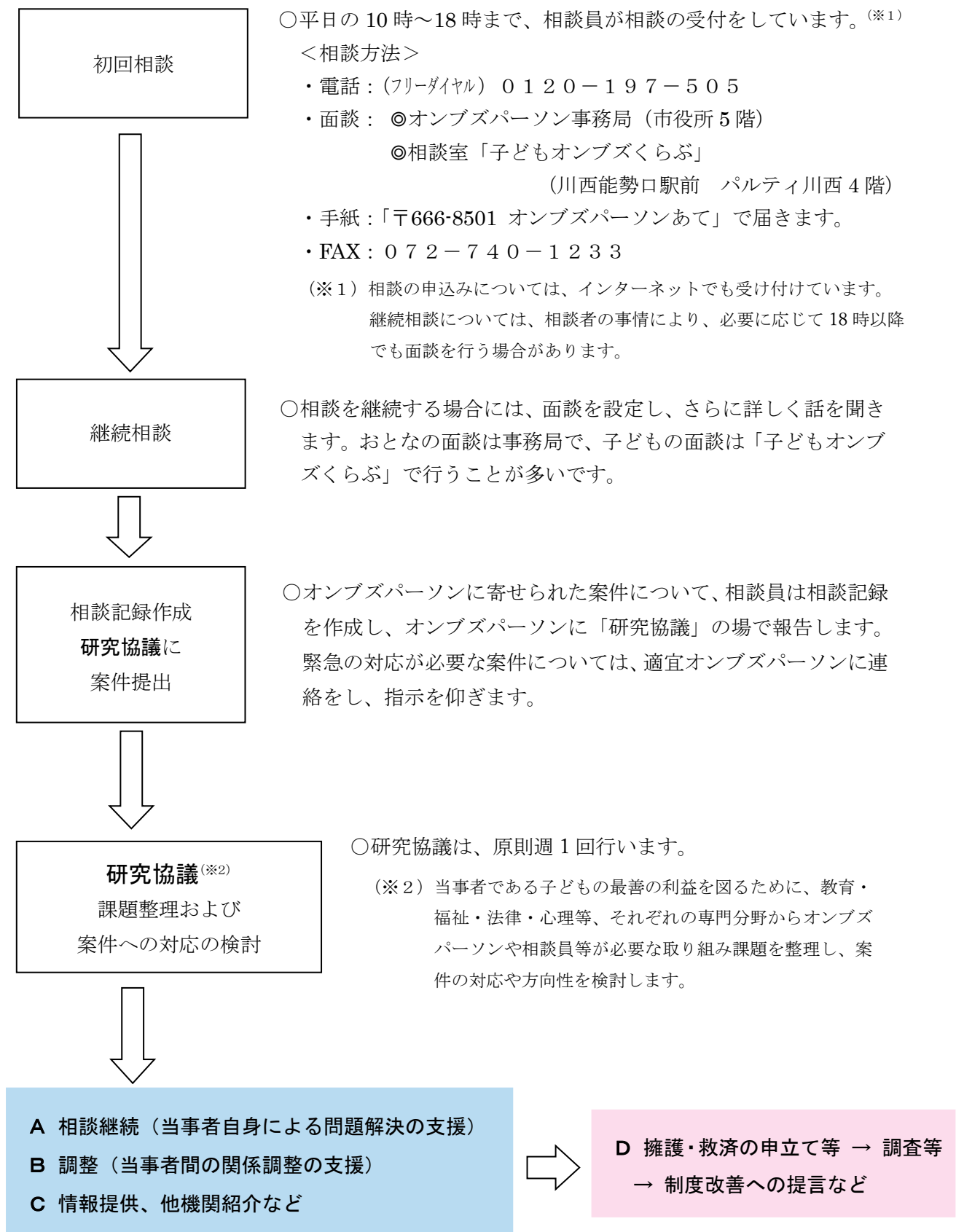
広報・啓発活動 （第Ⅴ章 参照）

- ・ 「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」（条例第 6 条第 2 号）というオンブズパーソンの職務に基づいて、広報・啓発活動に取り組んでいます。
- ・ 「市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努める」（条例第 21 条）としています。

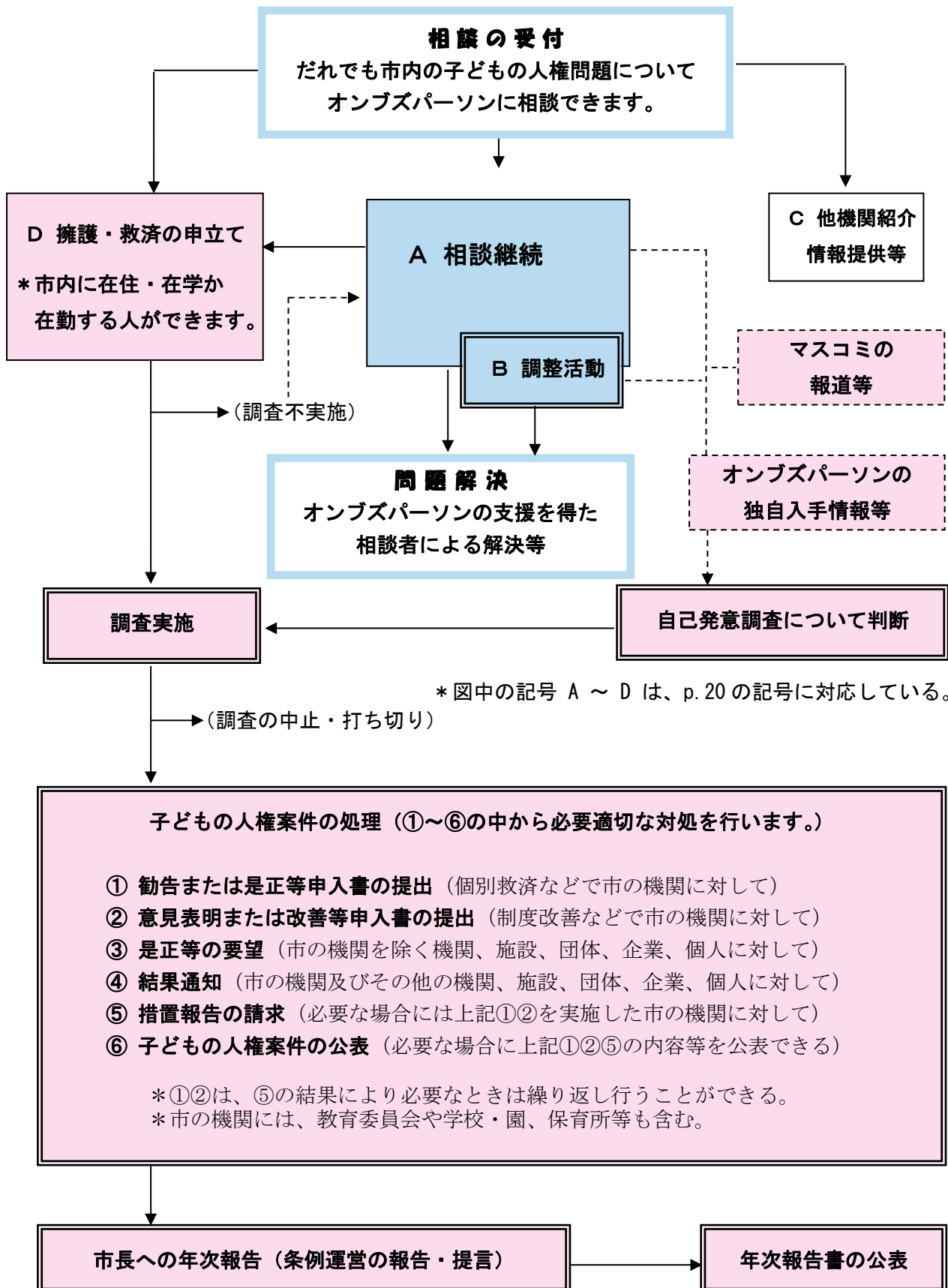
オンブズパーソン会議と研究協議 （第Ⅵ章 参照）

- ・ オンブズパーソンが条例の手続きに基づいて「オンブズパーソン会議」（原則公開）を開催し、重要事項はここで決定します。
- ・ 「研究協議（ケース会議）」（非公開）は、週 1 回の午後半日をかけて、受け付けた案件への対応等について、オンブズパーソンや相談員等が話し合います。

個別救済・制度改善までの主な流れ



川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ



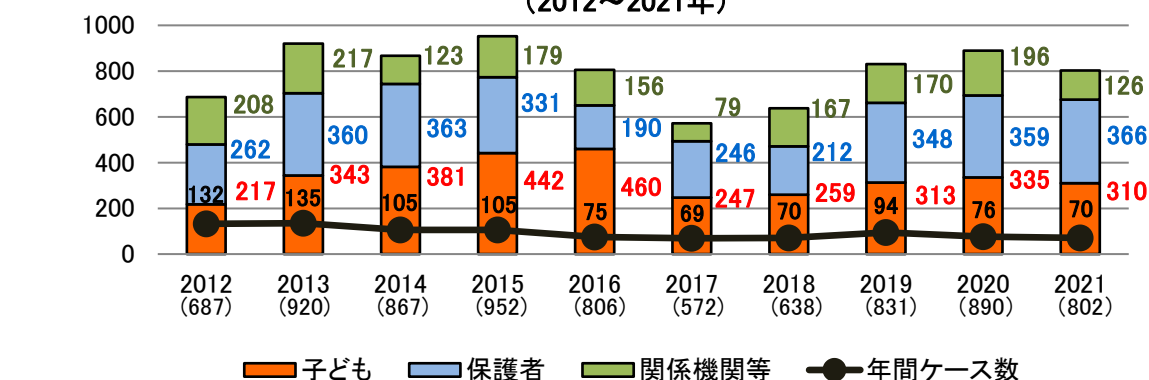
Ⅲ オンブズパーソンの相談・調整活動

2021 年次の相談状況

昨年次に引き続き 2021 年次も、子どもたちは新型コロナウイルスの影響が色濃く残る中で学校生活を送ることになりました。マスクの着用や手洗い・アルコール消毒等の感染予防の徹底だけでなく、給食を喋らずに食べる黙食や、学校行事の中止や縮小など、学校の新しい生活様式に合わせて学校生活を送る必要があったといえます。そのような状況の中で、オンブズに寄せられた 2021 年次の年間ケース数⁸は 70 件、うち新規ケースは 47 件、前年次からの継続ケースは 23 件でした。年間相談者数⁹は 134 人、年間相談・調整回数¹⁰は 802 回で、ここ数年は 800 回を越えています。この中には、子どもの意向をふまえて学校・教育委員会（川西市では児童福祉所管も教育委員会に含まれています）や民間の福祉施設等の関係機関に働きかけて、調整活動に取り組んだものもあります。また、保護者の年間相談・調整回数はここ数年でもっとも多くなっており、子どもだけでなく保護者とも継続的に関わる必要のあるケースが多かったことを反映しています（図Ⅲ-1）。

月別にみると、ケース数には年間を通してそれほど大きな変動はありませんが、例年と比べると本年次は 10～12 月の相談・調整回数が多くなっています。この要因のひとつは、川西市立学校で 9 月に実施された対面とオンライン授業の併用期間明けに、不登校のケースの相談・調整が増加し、学期内での課題の整理や解決を目指したためです（図Ⅲ-2）。2021 年次の 1 ケースあたりの相談・調整回数は平均 11.46 回で、前年と同様に高い回数となっており（図Ⅲ-3）、1 回で終わるケースは年間ケース数のうち 2 割未満なのに対し、約 6 割が 6 回以上の継続的な相談・調整を行ったケースでした（図Ⅲ-4）。このことから、子どもや保護者との長期的な関わりや、関係機関との複数回にわたる連携・関係調整が必要なケースが年々増加しているといえます。

図Ⅲ-1 年間ケース数と年間相談・調整回数の推移
(2012～2021年)



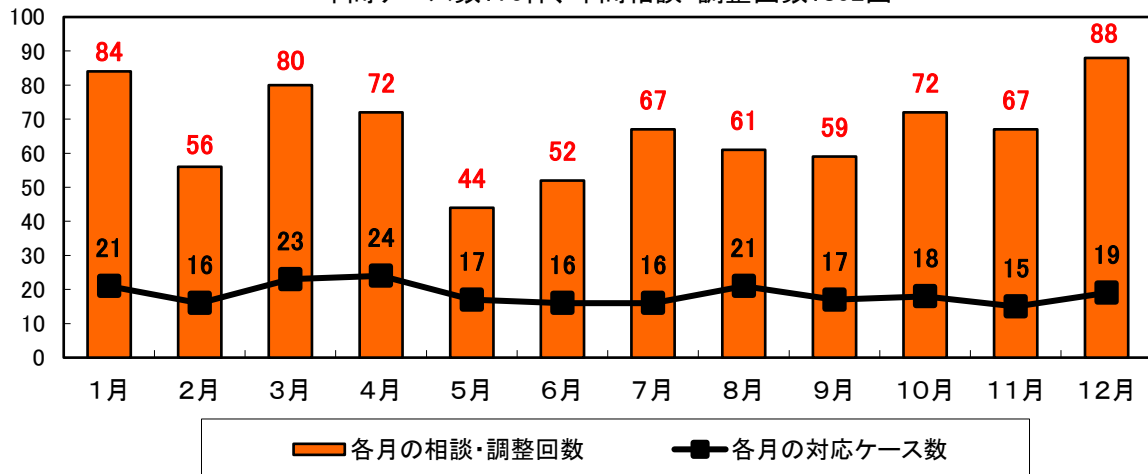
⁸ 「ケース数」とは、相談の対象となった子どもの数を表す。その合計を年間ケース数とする。

⁹ 「相談者数」とは、当該子どものケースに関わった相談者の数を表す。その合計を年間相談者数とする。

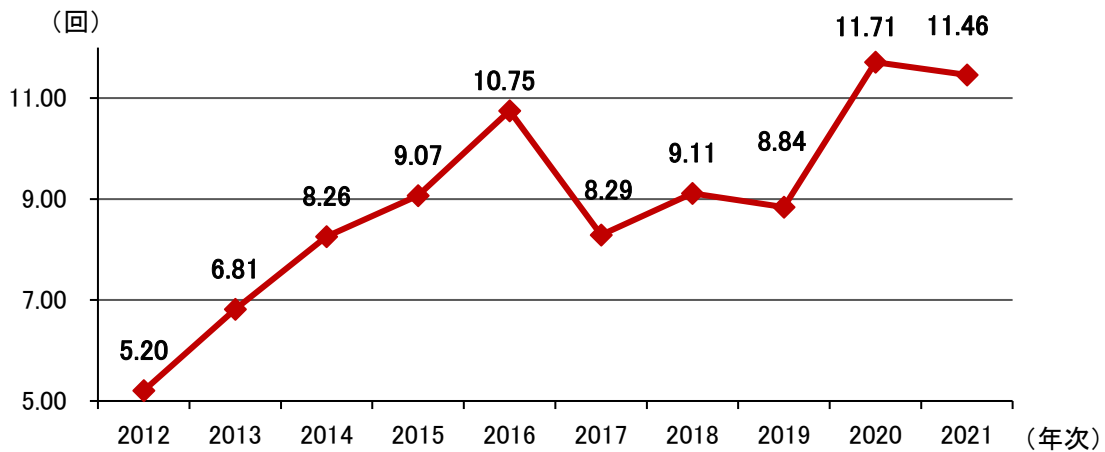
¹⁰ 「相談・調整回数」とは、当該子どものケースに関わった相談・調整の回数を表す。全相談者の相談・調整回数の合計を年間相談・調整回数とする。

※たとえばある子どもについて、子ども本人と 5 回、保護者と 2 回、市教育委員会と 3 回面談をした場合、ケース数は 1 件、相談者数は 3 人、相談・調整回数は 10 回となる。

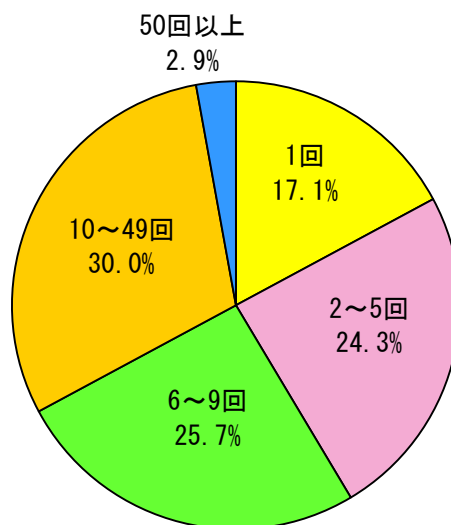
図Ⅲ-2 月別ケース数と相談・調整回数
年間ケース数:70件、年間相談・調整回数:802回



図Ⅲ-3 1ケースあたりの相談・調整回数の推移(2012～2021年)



図Ⅲ-4 相談の継続回数の内訳
(年間ケース数:70件)

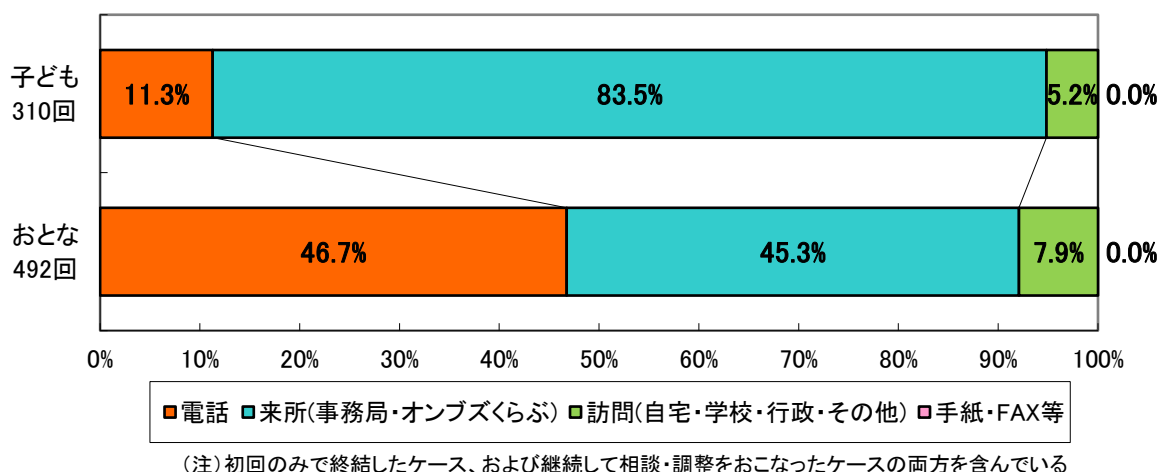


相談・調整活動の形態と所要時間

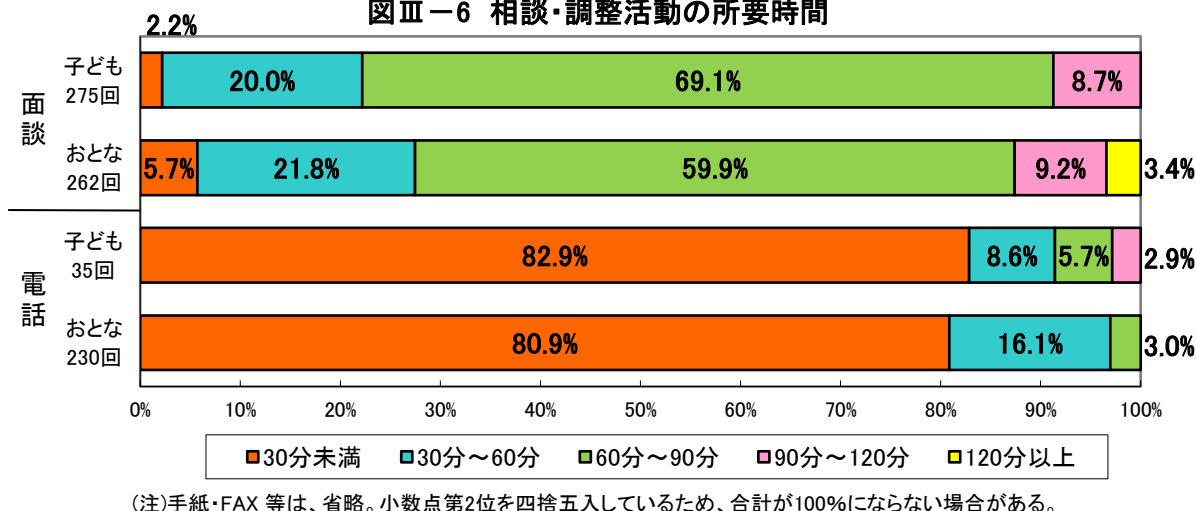
初回のオンブズへの相談方法は、新規ケース 47 件のうち電話が 45 件(おとな 32 件、子ども 13 件)、来所がおとな 2 件でした。オンブズへの初回の相談方法としては、例年通り保護者等からの電話相談が多くなっていますが、前年次と比べて本年次は子どもからの初回電話相談が多くなっています。

継続的な相談になると、子どももおとなも来所や訪問による面談が中心となります。2021 年次は前年次と比べると来所での相談・調整が多いのが特徴でした。おとなの年間相談・調整活動のうち電話が 230 回で 46.7%を占めているのに対し、子どもでは 35 回で 11.3%にとどまっています。一方、来所による対面での相談・調整回数はおとなでは 223 回で 45.3%なのに対し、子どもでは 259 回で 83.5%を占めています(図Ⅲ-5)。また、259 回の子どもの面談のうち 233 回が「子どもオンブズくらぶ」で、その他 26 回は学校訪問等で行われました。電話の場合は相談・調整活動の所要時間が 30 分未満であることがほとんどですが、面談になると子どももおとなもほとんどが 60 分以上となっています(図Ⅲ-6)。とくに子どもの面談はおよそ 8 割が 60 分以上で、子どもと直接出会ってしっかりと関係を築き、じっくり面談をおこなうことで、子どもの思いを中心にした解決に向けて取り組んだことを反映しています。

図Ⅲ-5 相談・調整活動の形態



図Ⅲ-6 相談・調整活動の所要時間

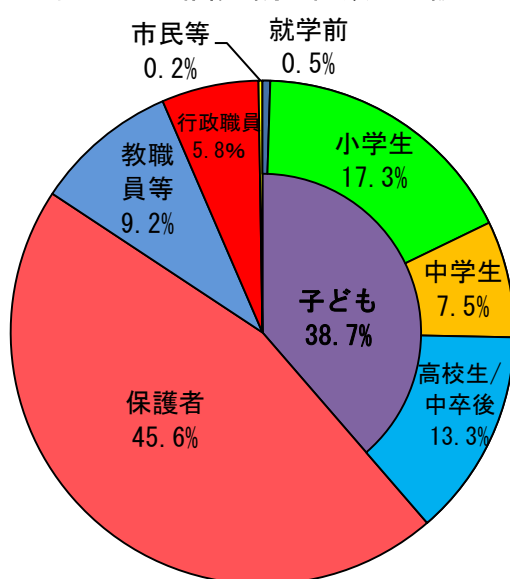


相談者の内訳

相談・調整回数の内訳をみると、全体の中で子どもの割合は38.7%で、その内訳は就学前が0.5%、小学生が17.3%、中学生が7.5%、高校生・中卒後が13.3%となっています。2021年次はとくに小学生と高校生・中卒後の相談・調整が多くなっています。また、おとなの割合については保護者が45.6%と最も多くなっていますが、教職員等や行政職員も一定の割合を占めています（図Ⅲ-7）。行政職員はすべて、教育委員会内の学校や幼児教育・保育に関わる部署の職員となっています。

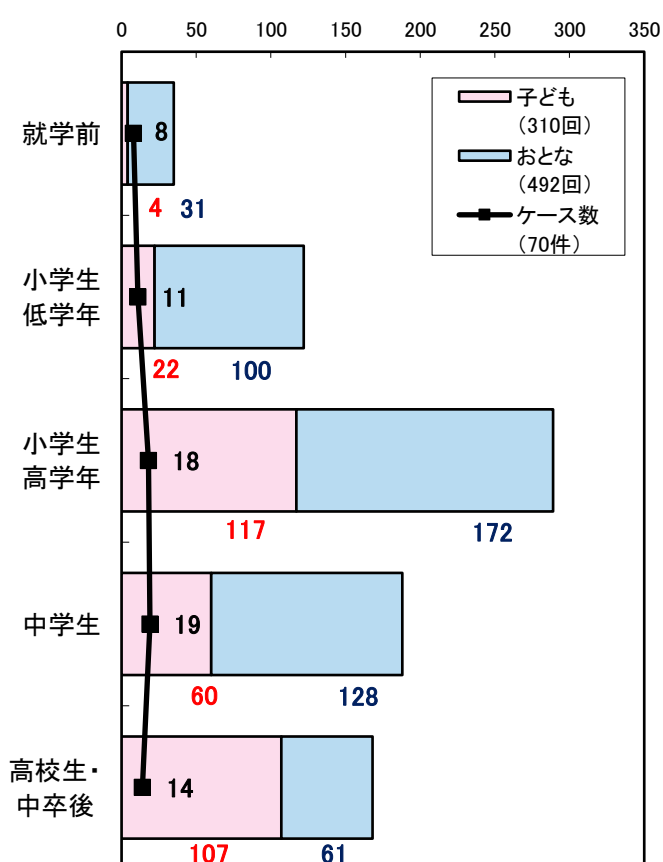
学齢別のケース数及び相談・調整回数の関係を見ると（図Ⅲ-8）、小学生低学年・高学年、中学生が相談の対象となるケースが多く、これらの学齢ではおとなとの相談・調整回数が子どもよりも多くなっています。これは、学校等で生じた問題解決に向けて、保護者や学校や市教育委員会をはじめとする複数の関係機関との関係調整や連携を継続して行う必要があったためです。一方で、高校生・中卒後では子どもとの相談・調整回数がおとなの相談・調整回数より多く、子どもと話をしながら問題の解決を目指していくケースが多くなっています。

図Ⅲ-7 相談・調整回数の内訳



(注)小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

図Ⅲ-8 子どもの学齢別ケース数及び相談・調整回数



相談内容

2021 年次、オンブズにどのような相談内容のケースがあったのかを見ると、「不登校」の相談・調整回数がもっとも多く、次いで「家庭生活・家族関係」「交友関係の悩み」「学校・保育所等の対応」の順で多くなっています（図Ⅲ-9）。本年次は「不登校」の相談・調整回数が増加して「家庭生活・家族関係」を上回っていること、「交友関係の悩み」が例年と比べて多い特徴がありました。問題がどのような関係において生じているかをケース数の割合で見ると、例年と同様「子どもと学校・保育所・教職員等との関係」が 68.6%、「子ども同士の関係」が 67.1%、「子どもと保護者・家族の関係」が 65.7%と高い割合になっています（表Ⅲ-1）。

オンブズへの相談では「いじめ」「交友関係の悩み」「不登校」「進路問題」など、子どもが学校生活上で直面する問題が相談者の主たる訴え（主訴）として、「家庭生活・家族関係」「学校・保育所等の対応」などが副次的な訴え（副訴）として相談されることが多くあります（図Ⅲ-10）。本年次は「不登校」の問題が主訴として相談されることが多く、相談ケースは 24 件で、年間の相談・調整回数が 292 回となりました。2019 年次から増加傾向にある「不登校」の問題ですが、ケース数と年間相談・調整回数のいずれもここ数年でもっとも多くなっています（表Ⅲ-2、図Ⅲ-11）。

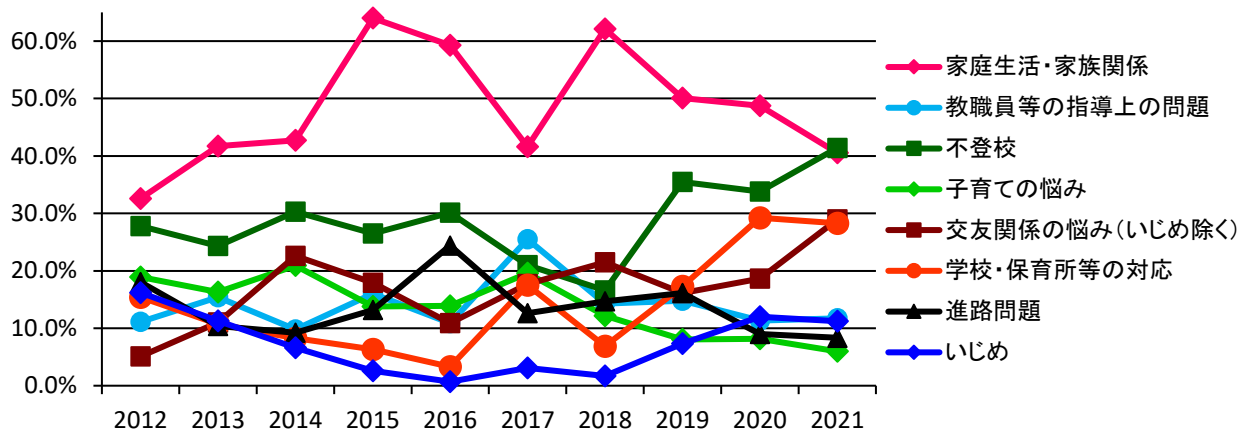
「不登校」を主訴とする相談では「家庭生活・家族関係」を副訴とする相談がもっとも多くなっており、2021 年次の「不登校」を主訴とする相談のうち、子どもの相談では 39.3%が、おとなの相談では 48.3%が「家庭生活・家族関係」を副訴として相談されたものでした。実際に、子どもの抱える学校生活上の課題や困難により不登校状態にあるだけでなく、家族関係の問題が子どもの不登校というかたちで表れることがあります。その背景には、ここ数年のコロナ下で家庭の孤立が進む中、さまざまな生活課題を抱える家庭がより困難な状況に置かれていることが考えられます。さらに、「不登校」を主訴とするおとなの相談の中には「学校・保育所等の対応」を副訴とする相談も 2 割を占め、このことから「不登校」問題において保護者と学校がうまく連携できない状況にあることが示唆されます。これに関しても、コロナ下で保護者と学校の日常的なコミュニケーションが困難になったことが影響している可能性を視野に入れ、オンブズでも議論を進めているところです。

いずれにしても、こうしたケースでは「子どもにとって一番良いこと」を中心に、子どもや保護者だけでなく、学校や行政機関とも複数回にわたって協議しながら解決に向けて取り組む必要があります。本年次は、不登校や交友関係の悩みをはじめとする学校で生じた問題について、学校や行政機関とくり返し対応を協議しながら問題解決にあたったケースがありました。

近年は背景に複数の問題が絡み合い、それぞれの問題が根深いケースが少なくありません。こうしたケースに関わる際には、子どもとじっくりと向き合い、課題をひとつひとつ整理する必要があります。第三者機関であるオンブズとして「子どもの最善の利益」の確保を目指し、子どもの SOS を受け止め、子どもたちをエンパワーするよう取り組んでいく必要があります。

また、本年次は、相談・調整活動とは別に「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」を 1 件受け付け、審査の結果、調査を実施しました。延べ 84 回（2021 年次のみ）の聞き取り調査等（連絡調整を含む）を行いました。なお、年間相談・調整回数にこの調査回数は含まれていません。

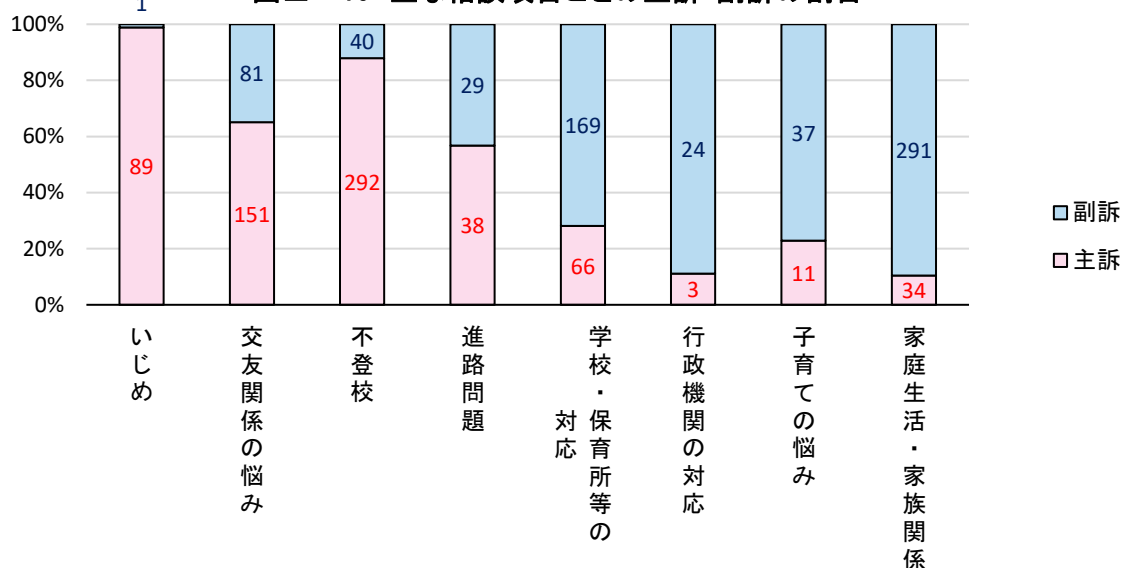
図Ⅲ－９ 相談内容の年間相談・調整回数に占める割合の推移



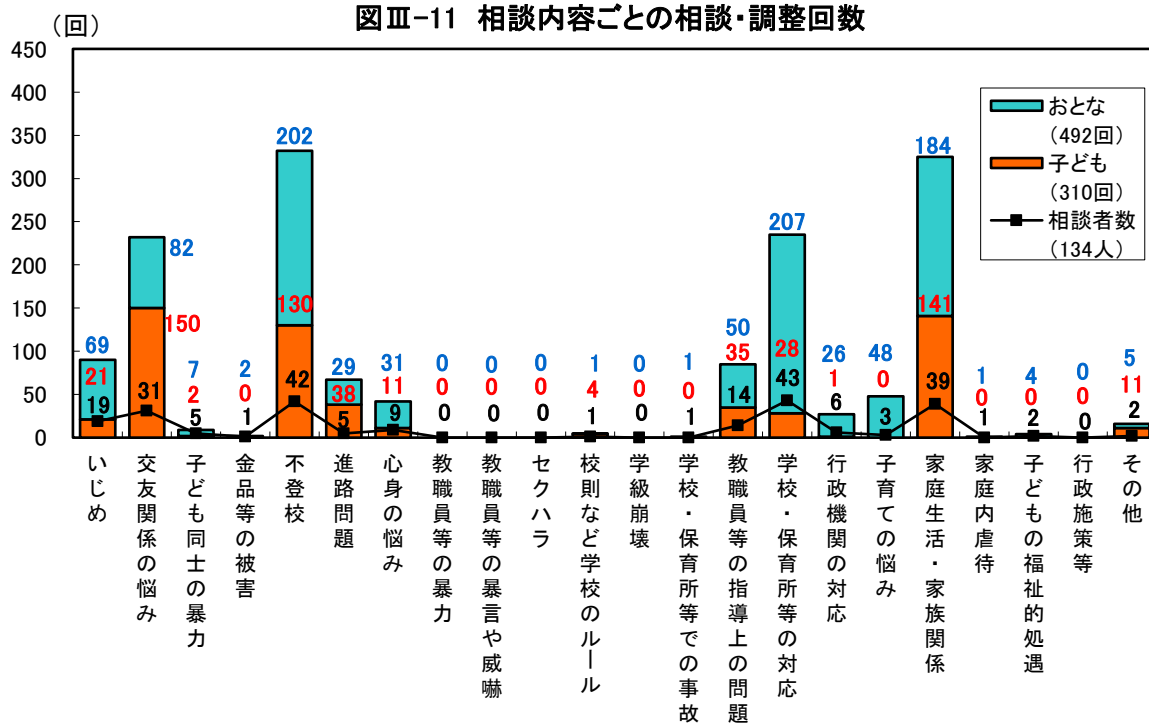
(注1)問題となっている事項のうち、過去6年間で年間相談・調整回数に占める割合が上位5位に入った事項を取り上げ、その割合の変化を示している。

(注2)「教職員等の指導上の問題」には「教職員等の暴力」「教職員等の暴言や威嚇」「セクハラ」も含めて計算している。

図Ⅲ－10 主な相談項目ごとの主訴・副訴の割合



図Ⅲ-11 相談内容ごとの相談・調整回数



(注)相談者の各回の訴えをカウントし、それを合算してグラフにした。

表Ⅲ-1 問題となっている関係(ケース数:70件)

関係性	該当ケース(件)	割合(%)
子ども同士の関係	47	67.1%
子どもと学校・保育所・教職員等との関係	48	68.6%
子どもと保護者・家族の関係	46	65.7%
子どもと行政機関との関係	4	5.7%
子どもとその他のおとなとの関係	11	15.7%
保護者と学校・保育所・教職員等との関係	23	32.9%
保護者と行政機関との関係	7	10.0%
保護者同士の関係	18	25.7%
子どもをめぐり家族の関係	0	0.0%
子どもをめぐりその他おとな同士の関係	0	0.0%
その他	0	0.0%
ケース数 総計	70	

表Ⅲ-2 相談内容の学齢別分布(ケース数:70件)

相談内容	子どもの学齢別ケース数					総計	ケース数 に占める 割合
	就学前 (8件)	小学生 低学年 (11件)	小学生 高学年 (18件)	中学生 (19件)	高校生・ 中卒後 (14件)		
いじめ		1	6	4	1	12	17.1%
交友関係の悩み(いじめ除く)	5	6	10	15	7	43	61.4%
子ども同士の暴力(いじめ除く)	3	1				4	5.7%
金品等の被害		1		1		2	2.9%
不登校		3	8	8	5	24	34.3%
進路問題			2	5	7	14	20.0%
心身の悩み	1	1	3	7	2	14	20.0%
教職員等の暴力							
教職員等の暴言や威嚇							
セクハラ							
校則など学校のルール		1		1		2	2.9%
学級崩壊							
学校・保育所等での事故			1			1	1.4%
教職員等の指導上の問題		5	2	4	3	14	20.0%
学校・保育所等の対応	6	7	9	8	5	35	50.0%
行政機関の対応	2	3	2			7	10.0%
子育ての悩み	1	3	3	5	2	14	20.0%
家庭生活・家族関係	2	5	14	14	9	44	62.9%
家庭内虐待							
子どもの福祉的処遇		3				3	4.3%
行政施策等							
その他		1			2	3	4.3%
総計	20	41	60	72	43	236	

人と人をつなぐ「調整活動」

調整活動とは

オンブズパーソンが相談の一環として取り組む重要な活動に調整活動があります。調整活動とは、「子どもの最善の利益」を図るために、オンブズパーソンが子どもに関係する教職員や保護者などに直接出会って、子どもの権利が擁護されるよう働きかけ、関係するおとなと建設的な対話に入るための環境づくりにあたることです。相互の人間関係のつくり直しを支援し、必要に応じて関係機関との連携も行っています。そこでは子どもの立場にたって、子どもを取り巻く人々や環境に働きかけ、人と人をつなぐことに主眼をおいています。

オンブズパーソンは関係機関から独立した公的第三者機関として位置づけられていることによって、子どもを中心にして関係する人々や機関をコーディネートしやすい仕組みになっています。

調整活動では、個々の子どもが置かれた状況に即して、例えば以下のような取り組みを進めています。

- ◇ 子どもと保護者、子どもと教職員、保護者と教職員など、子どもを取り巻く人間関係において、意思疎通がうまくいかない場合に、オンブズパーソンが両者の間に立って、お互いの気持ちを橋渡しする。
- ◇ 学校や教育委員会（児童福祉所管を含む）など関係機関と連携し、当該子どもの理解と今後の支援の方向性について話し合う。

子どもに関係するおとなが対話を積み重ねることにより、子どもの置かれた状況について共通理解を図り、子ども中心の支援を展開することができます。

子どもの安心の回復のために

子どもに関する問題が起きた場合は、子どもと周りのおとな、また周りのおとな同士で、意思疎通が難しくなり関係不全に陥っていることが少なくありません。子どもを支援するために、周囲のおとなが、対立的な関係ではなく、お互いに信頼し合い、つながり合える関係を再構築していくことが必要です。関係調整のプロセスでは、オンブズパーソン立ち会いのもと、当事者同士（子どもと教職員等）の直接の対話の機会を可能な限り設け、双方がお互いの考えや思いを聞き合うことにより、相互理解を促し、問題の打開を図っていきます。

子どもの人権侵害は、子どもの身近な人間関係において起きています。そのため、子どもを取り巻く人間関係がよりよくつくり直されていくことが、子どもの安心の回復につながっていくのです。

相談・調整活動の実際

近年、教職員や家族とはちがった立場で子どもに関わる「第三者」のおとなの役割が重要となっています。その意義を確認する観点から、相談・調整活動の実際を紹介します（以下に紹介する事例は、オンブズにこれまで寄せられた相談をもとに作成した架空の事例です）。

【 子どもの気持ちを体を使って形にしていった事例 】

高校3年生のAさんから、受験で頑張らないといけない時期なのに学校を休んでしまうと相談の電話があった。Aさんによると、高校2年生の頃から学校をたまに休むことがあったが、高校3年生になった4月当初は頑張って登校をしていた。しかし、次第に学校に足が向かなくなり、通学できない状態が続いているとのことだった。詳しく話を聞くため、Aさんに来所をしてもらって話を聞くことになった。

Aさんは毎週1回、多い週で2回ほど学校を休む状態が続いており、休んでいる日は家で受験勉強をしていた。ただ、家で机に向かってみても集中が続かずに勉強に身が入らないことが多いようで、それが受験に対する不安な気持ちを大きくしてしんどい状態だと話した。また、親から学校を休んでいることを責められるとつい声を荒げて言い返してしまうこともあるという。

Aさんが学校に通いにくくなった経緯や現状について話をする際、Aさん自身のことを周りの生徒と比べて「サボっている」「甘えている」と評価して説明し、自分を責めるような姿勢があることが分かってきた。Aさんによると、もともと受験勉強のスタートが遅れていたが、学校を休んでいる日を利用することで受験に必要な内容に絞って勉強ができると考えていた。一日中勉強をしようとするが、自分が思っていた以上に勉強がはかどらず、結局はだらけてしまう。これに対してAさんは「みんなが毎週5日頑張っているのに、自分は毎週1日サボってしまっている」と落ちこんでいた。

休んでしまう日のことを聞いてみると、朝起きた時にしんどいと感じて家を出れなくなるとのことだった。朝に「しんどい」と感じている時、どういったしんどさを感じているのか、何を思いしんどくなるのかをAさんに尋ねてみた。少し考えた後に「分からない」とつぶやき、自分の気持ちをうまく言葉で表現するのがむづかしい様子だった。そこで、Aさんと一緒にその時の「しんどい」気持ちがどのようなものなのかを体で表現してみることにした。

「もう嫌だ」と手足をバタバタさせて気持ちを外に出すような「しんどい」感じなのか、それとも「嫌だな...」と体を小さくしてうずくまるような「しんどい」感じなのか。面談で体を動かしてみながら一緒に「しんどい」気持ちを探していった。うずくまるような「しんどい」感じが自分の気持ちと近かったようで、そのうちAさんは「震え」という言葉をポロっとこぼした。

それ以降、学校にいる時のどんな場面で「震え」を感じるか、感じた時にどうしているのか等、「震え」という言葉を中心にAさんと一緒に対処法を考えていった。すると、ある時Aさんから「学校を週1回休んでしまうけど、『震え』を感じてしんどい中で週4日は頑張って学校に行けていたのかも。これまで学校を休むことは絶対にダメだと思っていたけど、休むことは必ずしも悪いことではないのかもしれない。」と自分のことを肯定的に評価する

ようなことがでてきた。これまでは学校に行けなかった日のことを中心に話をしていた A さんが、次第に学校に行けた日のことを中心に学校生活を話してくれるようになった。その後は、週 1 回程度は休む日もありながら、受験に向けての勉強に励んでいった。

相談員と一緒に子どもの気持ちを体で形にしていった事例だった。

【 「第三者」だからこそ、子どもの思いを素直に聞くことができた事例 】

中学生の B さんの母から、子どもが不登校になったうえに、学校との関係も切れてしまったという相談の電話があった。母の話によると、子どもが学校に行きたがらず困っているのに、学校の先生方はよい解決策を提案してくれない。「何とかしてほしい」とあれこれ相談しているうちに先生との関係が悪くなり、うまく話しができないものだから、最後には「もう連絡しないでほしい」と言ってしまった。やはり学校の対応に問題があるのではないかと、かなり怒っておられる様子だった。電話で一通り母の話を聞いた後、よければ一度来所して話をしませんかと提案し、その際にぜひ子どもさんも一緒に来所してほしいとお伝えした。しかし「子どもは人間不信になっているので、初めての場所にはなかなか連れていけない」と言う。それならば、最初は母のみで来所してもらい、B さんを誘う方法を一緒に考えましょうと伝えた。

後日、事務局にやってきた母はとても疲れた様子で、ひとしきり学校の先生の対応がいかにおかしいかという話をした後、涙ながらに「これから先どうしていったらいいかわからない」と話された。母はこれまで何とかして子どもが学校に行けるように尽力し続けてきたし、子どもにとっていいと思われることをいろいろとやってみた。なのに、子どもは学校に行きたがらない。学校がちゃんとやってくれないからではないか。そんな母の思いを整理したうえで、子どもの気持ちはやはり直接子どもに聞いてみようという提案をしたのだが、母は B さんの気持ちは全部自分がわかっていると言って、なかなか納得できない様子だった。それでも繰り返し話をするうちに、母の気持ちも少しずつ和らいできて、子どもも家族以外の人と触れ合うことがいい刺激になるかもしれないと思うようになってこられた。

その次の面談に B さんは母に連れられてやってきた。初めは恥ずかしそうにしていた B さんだったが、母と離れて別の部屋で話をすることを了解し、母親を事務局に残して、B さんと相談員は二人でオンブズくらぶに移動した。最初のうちは硬い表情のままだった B さんも、部屋のゲームで一緒に遊んでいるうちに表情がなごんできて、最後には「また来たい」と言ってくれた。そうして母の面談している事務局に戻り、次回の約束をした。

こうして何回か面談を重ねるうちに、B さんは「自分でもなぜ学校に行けないかよくわからない。でも行きたくないんだ」と自分の気持ちを話すようになった。一方、母の面談はもう一人の相談員が続けて行い、母の不安な気持ちを聞きつつ、学校の先生とどのように話をしていくかということと一緒に考えた。しばらく母子別々の面談を続けるうちに、子どもは少しずつ元気になり、母も学校の先生を責めるばかりではなく、母自身の焦る気持ち、しんどい気持ちを先生に伝えられるようになった。おかげで子どもも先生からの電話に出たり、放課後に先生に会いに行ったりするようになって、子どもと学校とのかかわ

りが増えていった。

すぐに朝からの登校ということにはならなくても、緊張が高まった母と学校の間隔をほぐし、子どもと母の関係を緩めることで、ゆっくりと子どもの状況がよくなっていく。こういう関係調整も大事だと、あらためて確認できた事例だった。

【 関係機関と連携して子どもをサポートした事例 】

中学3年生の子どもが学校をサボり、困っていると父が相談に来られた。Cくんの父は、学校で何か問題があったわけでもなく、ただ怠けているだけだから子どもを叱ってくれと話した。Cくんは幼い頃に母を病気で亡くし、親戚の力を借りながらも父子で生活してきた。父は一人でも親としての役割を果たそうと、しっかり育てているつもりだった。なのに、本人は理由を何も言わず家に引きこもっていることから、イライラを募らせていた。

父にCくんをオンブズに誘ってもらい、父とは別で本人から話を聞いた。Cくんはなぜ学校に行けないか自分でもわからないが、とにかく朝になると起き上がれなくなってしまうと話した。オンブズに来た当初は、自分が思っていることをうまく言葉にできないようだった。けれども相談を重ねていく中で、家族や自分のことについて話し始めた。面談の中で、母が亡くなってから一人で家にいる時間が長く、孤独を感じていたこと、母親がいる友人と自分をつい比べてしまい、嫌な気持ちになってしまうことを語った。また、これまでしんどい気持ちになっても、余裕がなく怒りっぽい父に話してもどうせ聞いてもらえない、わかってももらえないと感じ、その感情を表に出せずにいた。そのせいか、自分のことを人に素直に話すことがとても苦手だと自分をふりかえっていた。父には学校に行こうと思っていると話しているが、ほんとうは今すぐ学校に行けそうにはない気持ちであること、他方で、このままでは進路について不安な気持ちがあることがわかった。

父や学校との関係が気になったオンブズは、Cくんの同意の上で学校からも話を聞いた。担任の先生によると、父は仕事で忙しいため毎日帰りが遅く、学校からの連絡もつながらないことが多い。また、欠席が増えたときに担任が声をかけても、「大丈夫です」の一言答えるのみで、あまり構ってほしくなさそうにしていたため、それ以上かかわれなかったという。学校としても、本人とどうつながったらいいかよくわからないまま不登校状態になってしまったとのことだった。

Cくんには、日常で安心して自分のことを話せるおとなが必要ではないか。そう考えたオンブズは、関係機関を集めてCくんの状況を共有した。話し合いの中で、今後Cくんの気持ちの面でのサポートをSC（スクールカウンセラー）が担い、進路相談は担任が担っていくという役割分担をした。

Cくんが自分の気持ちを整理できてきたタイミングで、父や学校と一緒に今の思いを話してみるのはいかがでしょうかと提案した。するとCくんは、父には話してもわかってもらえなさそうだが、学校とならオンブズ同席で話してみたいと答えた。そこで、Cくんと学校との話し合いをオンブズ同席でおこなった。Cくんは、整理したメモを見ながら今すぐ学校には行けそうにないけど、進路のことには不安があると話し、担任とSCはその言葉にしっかり耳を傾けた。話し合い後Cくんは、おとなに自分の話をするのは緊張して疲れたと言いつつ、ほっと

した表情を浮かべていた。それからは、放課後の時間に登校し、日々感じていることを SC に話して気持ちを整理しつつ、担任とは今後に向けた進路の相談をしはじめた。授業への出席はまだむつかしいが、Cくんは自分の将来に向け、主体的に一步步に進み出している。

オンブズが丁寧に話を聞くなかで引き出した子どもの思いを基に関係機関に働きかけ、子どもが前向きに動き出せるよう周囲のおとなと協力して子どもを応援した事例だった。

子どもオンブズくらぶ（子ども向け相談室）

この相談室は、川西能勢口駅近くに建つ、低階層に店舗があるマンション（パルティ川西）の4階にあります。じゅうたん敷きでソファもあり、ゆったりとした雰囲気の中で、特に子どもとの面談で使用しています。市役所内にあるオンブズ事務局内の相談室とは違い、子どもがリラックスして話ができるように、時には床に腰を下ろして、じっくり子どもの話に耳を傾けていると、子ども自身が自分の思いを語ってくれるようになります。

子どもが直接オンブズまで来てくれて話を聞くケースのほとんどが、子どもオンブズくらぶでの面談となっており、とても貴重で有用な相談室です。

お隣のおばちゃん

チーフ相談員 平野 裕子



今回は私の子ども時代のエピソードです。私が5歳の時に弟が生まれました。それまで一人っ子で育ってきた私は、きょうだいが生れることをとても楽しみにしていたので、すごくうれしかったことを覚えています。そのころ父親は単身赴任中で、弟をくわえて母親と私と三人での暮らしでした。

生まれてしばらくして、弟はどういうわけか夕方になるとよく泣くようになりました。母親が弟を抱っこしてあやしますが、いつも簡単には泣き止みません。初めの頃は、私もお気に入りのぬいぐるみを抱っこして、横で母のまねをするという遊びをしていました。けれど、弟はなかなか泣き止まず、夕ご飯の時間が近くなって、お腹もすいてくるし、疲

れてくるし、泣きつづける弟をちょっと恨めしく思ったものです。

その当時住んでいたハイツには、壁一つ隔てた隣のお家に50代ぐらいのおじさんとおばさんが夫婦で住んでいました。おばさんはちょうど私の祖母ぐらいの年で、回覧板を持って行ったり、道で会うとよく声をかけてくれていました。あるとき、その日も弟が泣いていました。母は弟を抱っこして、あやしながら部屋の中をウロウロしていて、私もいつものようにぬいぐるみを抱いて母の真似をしたり、そのうちそれにも飽きて絵本を読んだりしていました。そんなときに、ピンポンと家のチャイムが鳴り、出てみると、お隣のおばちゃんでした。手にお皿をもって立っていて、それを差し出しながら、「多めに作ったから、食べて」と私に渡してくれます。私にとっては初めてのことで、子どもながらとてもびっくりしました。弟を抱っこして後ろに立っていた母の顔を振り返ってみると、母も驚いた表情をして、それから笑顔になってお礼を言っているのを見て、少し安心しました。いま思えば、おばちゃんは弟の泣き声に気づいていたのでしょう。

いただいたのは煮物で、おばちゃんの家で使っている陶器のお皿に入っていました。沖縄出身だというおばちゃんが作った煮物にはゆで卵が入っていて、豚肉がとっても柔らかく煮込んであり、家では食べたことのない珍しい味で、すごくおいしいものでした。その夜はさっそく夕食の一品に加えて、母と一緒にいただきました。それから、弟が泣いた日の夕方におばちゃんがおかずを持ってきてくれるということが何度もありました。いつも、おばちゃんの家のお皿に入っています。おかげで弟がなかなか泣き止まない日の夕食は、おばちゃんの家のお煮物がメインディッシュでした。しばらくして、弟は夕方になってもあまり泣かなくなりますが、けれど、おばちゃんはその後もときどきおかずをもってきてくれました。

そして、食べ終わったお皿を隣に返しに行くのは私の役割でした。おかずをもらった翌日、母が洗ったお皿をお隣に持っていくと、おばちゃんは「上がっていき」と声をかけてくれます。そして、おばちゃんの家へ上がって、冷たいカルピスをもらっておばちゃんとおしゃべりをします。

どんな話をしたかは、もう全然思い出すことはできません。でも、おばちゃんの家静かな雰囲気とお仏壇のお線香のにおいはよく覚えています。

5 歳だった私には、おばちゃんの家で煮物がとても珍しかったし、それにときどき自分だけおばちゃんの家へ上がってカルピスをいただきながらお話をすることがうれしくて、なにかしらちょっと一人前になったような気がしていました。その後、しばらくして私たち家族は引っ越しをして、そのおばちゃんに出会うことはなくなりました。おばちゃんがお別れの時にくれた小さなシュロの木の鉢植えは、引っ越した先の庭でぐんぐん大きくなって、いまでは私の背丈の三倍にもなっています。

あのおばちゃんの親切はとてもさりげなくて、子どもだった私はそれが特別のことであるという意識はあまりありませんでした。ただただおばちゃんのおいしい煮物を食べ、おばちゃんとおしゃべりの時間を楽しんだだけです。でも、おとなになったいま振り返ってみると、あのおばちゃんの行動はそんなに当たり前のことではない気がします。人との距離感がむづかしくなった街の生活のなかで、こんなにさりげなく人にそっと手を差し出すことができるのはすごいことだなあと、おとなになった私は思います。おばちゃんがどんなつもりで煮物を持ってきたか、どんな思いでお皿を返しに行った私とおしゃべりしてくれていたのか、もう確かめることはできません。

でも、すっかり忘れていたこのことを思い出して、あのときおばちゃんがしてくれたことは確かに私のなかに残っていると感じます。そして、何十年もたったいま、思い出しておばちゃんの温かさが身にしみます。5 歳の私はおばちゃんのやさしさに間違いなく支えられていました。それは、きっと母も同じだったのだと思います。困ったときに誰かが助けてくれるという人への安心感は、なんとなく私のなかに残って、その後の私にとってとても大きなものになっていたように思います。

このおばちゃんのさりげなさはなかなか真似できそうにもないのですが、困ったときには助けてくれる人がいるという安心感を、いま子ども時代を過ごしている人たちにも伝えられればと、あらためて思っています。

* * * * *

人と人のつながり

相談員 大久保 遥



少し古い本になりますが、ハンセン病をテーマに取り上げた遠藤周作の『(新装版) わたしが・棄てた・女』(2012 講談社) という小説があります。当時、ハンセン病は誤った認識の下、人から人に伝染する不治の病として恐れられ、病と疑われた者はハンセン病療養所に終生隔離されるという政策がとられていました。この政策も後押しし、患者だけでなく、その家族までもが差別や偏見にさらされ、患者やその家族は、菌がうつるからという理由で、

一家ごと引っ越しせざるを得なくなったり、仕事を不当に解雇されたり、結婚できなかったり、といった状況に追い込まれました。

この物語に登場するミツという女性は、いつも人にやさしく、困っている人を見つけると放っておけないような人です。ある日ミツは、自身の腕にあるハレモノを発見し、医師からハンセン病の診断が下され、人々が避けてきた、まさにその療養所で暮らすことになります。

入院初日、ミツは同じ部屋に住むことになった、たえ子と出会います。たえ子の顔は病の症状でむくみ、赤みがかった状態でした。そのたえ子が食事をミツのもとに運んでくれるのですが、ミツは悪いとは思いつつ、その食事に箸をつけるのには気が進みません。ミツは、自分もやがてたえ子のような顔になるという恐怖を抱きます。一方、たえ子はミツから向けられたまなざしを敏感に感じつつも、今のミツの姿に入院当初の自分を重ね、自身に言い聞かせるようにつぶやきます。

——「苦しいのは体のことじゃなくってよ。2年間の間にあたしはやっとわかったわ。苦しいのは…誰からも愛されぬことに耐えることよ。」

たえ子の台詞からは、病による身体症状そのものよりも、これまでの日常世界での他者とのつながりが切れてしまうことの方がつらいものだということがわかります。病による差別によって人里から隔離され、人と人との関係から排除されること、それがもっとも患者を苦しめるものでした。

最後の場面では、ミツのハンセン病という診断は、誤診であったことが発覚します。当然、ミツは療養所を離れられることになります。別れ際、たえ子はミツに銀色の指輪を差し出します。それは、たえ子がピアニストとして初めてのリサイタルではめるはずのものでした。

療養所を出発したミツは開放から幸福感を得ましたが、それは一時的なものでした。その時すでに、社会にはミツの居場所がなくなっていたのです。指輪を握りしめたミツは、気がつくやうに療養所に戻っており、そこで働くことを申し入れます。そしてすぐに、たえ子の姿を探しにいきます。ミツには、かつて感じていた患者への恐怖や嫌悪感はありません。むしろ、たえ子をはじめとする療養所に入院する人たちがミツにとって帰れる居場所になっていたのです。

やがてミツは患者たちからあたたかく迎え入れられ、患者はミツを頼るようになり、ミツは熱心に患者のお世話をします。ミツがいつも流行歌を口ずさむので、周りも自然と流行歌を覚え、冗談を言い合って一緒に作業をしたり、映画を観たり…そんな日々の生活が描かれています。

小説の中から、とくにミツとたえ子との関係性に着目してみたいと思います。この二人は、療養所で患者同士として出会い、最終的に援助者と患者という立場になります。最初たえ子は、同じ患者の立場でありながら、ミツに語りかけたり、食事を運んでいたり、療養所で過ごす先輩としてミツを励まそうとしていることがわかります。ミツがたえ子から大事にしていた指輪を受け取る場面では、たえ子にとってもミツが貴重な存在であることが感じられます。最後に、ミツが支援し、たえ子が支援されるという立場になってからも、そこには、ミツがたえ子の世話をするというかわりだけではなく、たえ子の存在によってミツの居場所が守られているという関係性があることにも気づかされます。このように、苦しみを抱えた人にとって、一方向的な「支援する—支援される」という関係を越えた他者との相互的なかわりあいや、同じ対等な人間同士

として認め合う関係は、非常に大きな支えになるのだと考えられます。

人が苦しい状況に陥っているとき、他者とのつながりも失われがちになってしまいます。そのようなとき、その人とつながり続け、相互的な人間と人間の関係の中で、その苦しみを共に味わい、共に乗り越えていくような存在としてあれるかどうか。オンブズの相談員として、今後も子ども達とのそうした関係性を保てるよう努めていきたいと思っています。

* * * * *

解剖学の本から教えてもらった

相談員 中村 誠吾



最近「手」を題材に絵を描こうと自分の手をあらためて見る機会がありました。まずは自分の指がどういった形をしていて各指のバランスはどうなっているのかを目で確認しました。次に指を曲げたりして、どこに関節があってどういう形で曲がるのかをじっくり観察したり、もう一方の手で触って骨がどうなっているのかを確認しようとしました。でもどれだけ観察しても触ってみても、手の中のどこがどうなっているのかまではわかりませんでした。

絵を描くヒントになればと思い観察し始めたものの、手の構造がどうなっているのかが気になりすぎて絵を描き出すことができず、手の仕組みが書いてありそうな本を探しに行くことに。人体の構造については生物の授業でなんとなく習ったことがあるかな、といった程度の知識しかない僕でも読めそうな内容で、なるべく絵や図などの視覚情報の多い本を求めて本屋をウロウロし『好きになる解剖学 part3』（著：竹内修二）という本を見つけました。part1 も part2 を通り越していきなり part3 を手に取ったのですが、part3 になるほど内容も書き方も初心者に分かりやすく、カラーの挿絵があったり写真が載っていたりと、まさに「好きになる」工夫がされていたのです。著者の竹内さんの見事な工夫に購買意欲を掻き立てられ、購入することになりました。

本では最初に「肘」の開設から始まるのですが、そこでは「わき(脇)の下はくぼんでいます。この場所を腋窩(えきか)と言います。」から始まり「ひじを軽く曲げると、ひじの前にくぼみができます。このくぼみにも『窩』を使い、ひじ(肘)のくぼみ(窩)で肘窩(ちゅうか)と言います。」続けられています。竹内さんはサラッと解説をしてくれるのですが、僕はというと、「腋窩」「肘窩」という言葉も初めて目にしましたし、脇や肘をくぼんでいる身体の部位として見たことがなかったので「脇とか肘ってくぼんでるって言うんや」と思いましたし、その表現の仕方と表現の背景にある身体へのまなざし方や理解の仕方に驚きました。

このように、聞いたことのない言葉や表現もたくさん出てくるのですが、今まで目で見てはいった（視界には入っていた）けど理解していなかったものもこの本では解説されています。僕の当初の目的であった「手」のページでは、僕が手相として見てきた手のひらの皺の役割が紹介されていたので少し長くなりますが引用します。

手のひらには、人差し指と中指の間あたりから手のひら小指側に向けて伸びた「感情線」、人差し指のつけねあたりから感情線の下を並行して伸びた「知能線」、人差し指と親指の間から手首の方に向けて伸びた「生命線」があります。突然ですが、すべての指を伸ばして、小指からはじめて薬指、中指ぐらいまでで手のひらをくぼめてみてください。すると、感情線が深い溝になります。逆に、今度は人差し指から始めてみると「知能線」が人差し指側から深い溝になります。次に、1つ2つと数える時のように親指を手のひら側に折ってみると「生命線」がはっきりとした溝になります。手相で使われる手のひらの線は、手の指を曲げる際に手のひらの皮膚を折れやすくするための折り目だったのです。

『好きになる解剖学 part3』 p.8-9.

また、指の動き等については、手の内部の骨や筋肉、腱の配置図が示されながら解説されていました。たとえば、親指以外の4本のうち、中指と薬指は両側（中指は人差し指と薬指と、薬指は中指と小指と）が腱で繋がっていますが、人差し指と小指は片側（人差し指は中指と、小指は薬指と）しか腱で繋がっていません。片側でしか腱で繋がっていないことで比較的自由に動かすことができ、手で影絵のキツネの形をつくった時には人差し指と小指で耳を表現することが可能になるのだそうです。といったように、新しい発見ばかりでとても面白い本なのですが、読むほどにこんなにも近くにある自分の身体についてほとんど知らなかったことに少しショックを受けつつ、それを越えて好奇心が掻き立てられています。

よく考えれば、自分の全身を写真や鏡に映る姿で見ることができますが、自分が他者の全身を見る時のように、肉眼で自分の全身を見ることはできません。また、録音した自分の声に自分が一番違和感をもつように、僕は自分の声を耳と骨伝導で聴いてしまうため、自分が他者の声を聴く時のようには自分の声を聴くことはできません。自分の身体を触ってみても、触れる両側に皮膚感覚があるため、自分が他者に触れる時のようには自分の身体に触れることはできません。自分のことは自分が一番よく分かっている、と思っていたのですが、自分について知っていることは意外と少ないのかもしれません。自分で自分を見たり理解したりするのが難しいからこそ、自分で自分を決めつけ過ぎないようにして日々を過ごしたいなと思いました。

本を読むばかりで、目的だったはずの絵は進んでいませんが、描き始める時にはこれまで以上に「手」のこと、そして「自分」のことも知って描きたいなと思っています。

* * * * *

保護犬と過ごした日々

相談員 北村 寿江子



犬が死んだ。17年と8ヵ月、一緒に暮らしてきた犬が死んだ。2021年の終わりに近い月曜日の未明のことだった。

2004年4月、わが家は生後約6ヵ月の犬を迎え入れた。生まれたのがいつなのかははっきりと分からない犬である。母犬と子犬3匹が山中でうろついていたのを保護されたそうで、家にやってきたのはその子犬のうちの1匹である。今ではよく耳にするようになった、いわゆる保護犬である。

大きな黒い目、真っ黒の鼻、背中の中毛は茶色、胸から腹にかけての毛は真っ白、長い四肢、大きくピンと立った耳。少し柴犬に似てはいるが、何がどのように混ざったのかわからない正真正銘の雑種の雄である。はじめボランティア団体に引き取られ、そこで数ヵ月、家庭の一員に受け入れられるようにと、しっかり訓練を受けてきていた。排泄は決まった場所に置かれたペットシートの上でするし、家族が食事をしているときは、じっと足元にうずくまって自分の食事の番が来るのを待っている。電気コードにじゃれたりしないし、食卓や椅子の脚を噛んで傷をつけることもない。エサを食べている最中にエサ皿に手を入れても怒らない。手から食べ物をもらうときも、少しでも自分の歯が人の手に触れると急いで口を遠ざける。無駄吠えもしないし、かまってくれと纏わりついたりもしない。手のかからない、よく躰された子だった。

しかし、困ったことがあった。臆病なのである。それも、超が付くほどの臆病である。まず、新聞紙が嫌いだった。新聞を読むと手に取って広げると、それを見た途端慌ててどこかに隠れようとする。次に、段ボールの箱。届いた荷物を抱えて運んでいると、やはりバタバタと机の下などに潜り込む。いったいどうして、こんなにも新聞紙や段ボールの箱が怖いのか、犬に聞いてみたくても、答えてくれるわけもない。野犬であったころに新聞紙のようなもので叩かれたことがあったのだろうか。段ボールの箱に入れられて、捨てられたのだろうか。どうしてそんなに怖いのか？と話しかけても、彼は不安そうな目で私の目をじっと見つめるだけである。そう言えば、紙袋も嫌いだった。大きな紙袋を手にして買い物から帰ってくると、やはり怯えた表情になり、おどおどしてしまう。

もし、彼が言葉を持っていたならば、新聞紙や段ボールが嫌いな理由を話してくれただろうか。たとえ言葉を持っていたとしても、うまく言葉で伝えることはできたのだろうか。彼がこのような反応をするのには、何か訳があるはずである。どのような経験があったのであろうか。もの言わぬ動物であるが故、なおさら私たち人間が色々想像を巡らせて彼の不安を取り除いてやらなければならない。でも具体的にどうしてやったらよいのかわからない。

一番困ったのは、散歩嫌いである。犬は散歩が大好き、というのが私たちが持っている常識であった。ところが、彼はリードをつけられたとたん頑として立ち上がろうとしない。腰を落とし四肢を突っ張って抵抗する。仕方がないので、しばらく抱いて歩くことになる。小型犬ではないので、はたから見ると少し変わった散歩風景である。実際、「どうしたのですか？」と聞かれたことも一度や二度ではない。ここでも私は考えてしまう。どうしてそんなに散歩が嫌いなの？もし

かしたら、また捨てられると思ってる？家の外は嫌なことが起こる場所と思ってる？ボランティアに世話されていた生後数か月の間、彼は他の犬たちと一緒に育てられたため、犬仲間との社会性をしっかりと身につけていた。わが家の前を散歩で行き来する犬や、ご近所の犬とは誰とでも仲良くなれた。とにかく犬に好かれる犬だった。彼は飼い主の私たちよりも顔が広がった。どうして散歩に出ることを嫌がったのか、知りたくても知る方法もない。

彼が保護されるまでどのように生きてきたのか、どんなことがあったのか、だれも知らない月日があるから余計にその空白が気になる。いくら問いかけても、返ってくる答えはない。私たちにできるのは、彼が経験してきたことを想像しながら、彼が感じている不安や恐怖が少しでも和らぐように、日々愛情をかけて一緒に生活することぐらいであった。

成長するとともに、次第に新聞紙や大きな箱への恐怖を忘れていった。家の中にいる限り、怖くてパニックになることも少なくなってきた。安心して生活することができると感じてくれるようになったからだろうか。あるいは単に歳とともに慣れていったからだろうか。ところが、10年近くたっても散歩は相変わらず嫌いであった。「散歩に行こう。」と声をかけると、尻尾を脚の間に巻き込んでリビングの隅に引っ込んでしまう。どうにか連れ出しても、家が見えなくなるところまで抱いて歩かなければならない。こんな事情もあって、一人で散歩に連れ出すことは難しかった。彼がこれほど散歩を拒否するのはなぜなのだろうか。確かに車を怖がった。特にバスや宅配の車が近くを通るとパニックになった。もしかしたら車に乗せられ、山中に捨てられたのだろうか、と考えたりもした。少しでも散歩は楽しいと思わせるため、あまり車の通らない道を、夫や娘と一緒に彼のペースに合わせて散歩するようにした。散歩中の犬にできるだけ会うことができるように、出かける時間も考えた。私たちの努力の結果かどうかは分からないが、10年以上経ってようやく抱いて散歩する必要がなくなった。少しずつ足取りも軽く、散歩を楽しむことができるようになった。しかし、克服するのにこれほど長い年月を必要としなければならない強い恐怖心は、どのような植え付けられたものなのだろうか。

一緒に暮らした最初の10年は、「どうしてそんなに怖いのか」「何があったのか」と問いかけながら、彼がわが家に来るまで経験したことに色々と思いめぐらせることが多かった。決して答えを得ることはできないが、その原因となる出来事がどこかにあったはずだと思っている。言葉を使って理屈で理解することのできる人間の場合は、ずいぶん状況が異なるとは思う。しかし、人の言動を見て、その人が今までに生きてきた道のりがどのようなものだったのかを意識するようになった。どうしてそのような考え方をするのだろうか。どうしてそのような行動をとるのだろうか。おそらく、それまで経験してきたことの積み重ねが大きく影響しているのだろう。そう考えると、少し違和感を覚える人の発言や行動も理解できる気がする。

仕事が終わって駅から家への帰り道、気になるのは家で待っている彼のことだった。どうしているかな、お腹を空かしているだろうな、早く帰ってやらなくちゃ、と。夕刻暗くなってくると彼はカーテンの隙間から顔を出し、私が帰ってくる道の方をじっと見つめて待っている。今はもう、その大きな黒い瞳と目が合うことはない。

Ⅳ オンブズパーソンの調査活動

オンブズパーソンの調査は、相談者や子どもから「擁護・救済の申立て」を受け付けて実施する場合と、オンブズパーソンが独自に入手した情報により自己の発意によって実施する場合とがあります。どちらも、オンブズパーソンが、条例第 6 条各号（p.18「オンブズパーソンの職務」参照）のいずれかに該当すると認める場合に、調査を実施します。

オンブズパーソンには市の機関に対する調査権（条例第 11 条）、勧告及び意見表明権（条例第 15 条第 1 項及び第 2 項）が付与されており、これに対して市の機関には、オンブズパーソンの職務の遂行に関する協力義務（条例第 8 条）、勧告・意見表明等を尊重する義務（条例第 15 条第 3 項）が課せられています。さらに、市の機関は、勧告や意見表明を受けて実施した措置等に関してオンブズパーソンから報告を求められれば、これに応じる義務を負っています（第 17 条）。

以上のような条例上の手続きに従って、調査活動を行います。調査では、主に聴き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互理解を深めることを重視しています。調査の目的は、あくまでも「子どもの最善の利益」を実現することであり、そのために学校や行政などを含む市の機関に対して、建設的な対話に努め、それぞれの役割における具体的な取り組みを促し、支援していきます。

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」とは、主として次のものがあります。

▽「勧告」または「是正等申入れ」（第 15 条第 1 項）

「勧告」は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが当該の関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「是正等申入れ」です。

▽「意見表明」または「改善等申入れ」（第 15 条第 2 項）

「意見表明」は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「改善等申入れ」です。

▽「要望」（第 16 条第 1 項）

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行います。

▽「結果通知」（第 16 条第 2 項）

「勧告」または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、判断所見を付した調査結果を文書で通知します。

▽「公表」（第 18 条）

「勧告」や「意見表明」等の内容を市民や不特定多数の人々に発表します。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ、市広報等の公的手段、マスコミ等の社会的手段、その他オンブズパーソンが必要と判断する方法等により行います。

2021 年次の調査状況(1 案件、延べ 84 回調査を実施)

申立てによる調査

2021 年次は、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」(条例第 10 条第 2 項)を 1 件受け付けました。審査の結果、調査実施を決定しました。調査継続中であり、2022 年に持ち越されることとなりました。

オンブズパーソンの発意による調査

2021 年次は、新たに自己の発意によって調査を行った案件はありませんでした。

条例上の対処

申し立てによる調査案件は、2022 年次も継続する案件です。

2021 年次に扱った調査案件のあらまし

2021 年次に扱った 1 案件について、「子どもの最善の利益」を図る公益確保の観点から、以下に報告します。

2021 年申立て第 1 号案件

本件概要	障害のある子どもへの介助行為をめぐる教員と学校対応の問題
申立人	保護者
調査の結果	調査継続中。(2021 年 2 月に調査実施決定)
条例上の対処	条例上の対処は 2022 年に持ち越すこととなった。
公開事項	なし。(2021 年次中には条例上の対処に至らなかったため)

表Ⅳ－１ 申立て案件・自己発意案件の処理状況一覧（1999. 6～2021. 12）

	案件番号	申立て事項・独自入手情報	条例上の対処(実施対象の関係機関等)	公開／非公開
1	1999年申立て第1号	法的親子分離における親の面接交渉権に関する問題	99.12 結果通知(市教育情報センター) 99.12 結果通知(市福祉事務所)	公開
2	1999年申立て第2号	関係機関がかわった結果の親子分離先が子どもにとって不適当・不利益であるとする問題	00.05 意見表明(市教育委員会) 00.08 意見表明(市福祉事務所)	公開
3	1999年申立て第3号	担任の指導における暴言等の問題	調査不実施・調整実施	—
4	1999年自己発意第1号	保育所での子どもの感染症予防問題	99.09 是正等申入れ(市福祉事務所) 99.12 是正等申入れ(市福祉事務所)	公開
5	1999年申立て第4号	部活動中の生徒の事故死の報道及び他の部活動における体罰の市教委情報公開文書に基づく類似事故の予防・制度改善提言への要望	02.02 結果通知(市教育委員会)	公開
6	2000年申立て第1号	部活動中の生徒の事故死(熱中症による死亡)の原因究明・再発防止策の確立等に関する問題	00.07 勧告・意見表明(市教育委員会) 00.07 結果通知(市長) 00.07 結果通知(当該学校)	公開
7	2000年申立て第2号	DVからの子ども救済とそれに伴う就学保障問題	01.10 結果通知(市教育委員会)	非公開
8	2000年自己発意第1号	子どもの転校受け入れに際する学校の対応の問題	00.11 勧告(市教育委員会) 00.11 勧告(当該学校) 02.12 調査打ち切り	非公開
9	2000年申立て第3号	小学生の学校外水死事故を契機とした生前の子ども同士の関係や学校の対応における問題	02.03 意見表明(市教育委員会)	公開
10	2001年申立て第1号	教員による体罰等と学校の事後対応の問題	01.04 是正等申入れ(当該学校) 01.07 意見表明(市教育委員会) 01.07 結果通知(市長)	公開
11	2001年申立て第2号	学校内での子ども同士の関係と学校の対応上(いじめ再発防止等)の問題	01.08 是正等申入れ(市教育委員会) 02.12 調査打ち切り	非公開
12	2001年自己発意第1号	学級崩壊に関する問題	02.03 第3年次報告書第3章で報告 02.12 調査打ち切り	公開
13	2002年申立て第1号	高校転学申込みに際する対応等の問題	02.08 調査打ち切り	非公開
14	2002年申立て第2号	子どもの福祉的措置を講じる際の関係機関の説明責任及び子どもの意見表明不尊重問題	03.03 結果通知(市教育委員会) 03.03 結果通知(当該学校) 03.03 結果通知(市保健福祉部)	公開
15	2002年申立て第3号	不登校の子どもに対する学校対応と公的支援に関する問題	調査不実施・調整実施	—
16	2002年申立て第4号	同上	調査不実施・調整実施	—
17	2002年申立て第5号	同上	調査不実施・調整実施	—
18	2002年申立て第6号	民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題	02.08 より申立第8号と一体的に扱い対処	公開
19	2002年自己発意第1号	自然学校における補助員の入浴指導に際する不当制裁問題及び学校の対応等の問題	02.08 勧告(市教育委員会) 02.09 公表(市政記者クラブ)	公開
20	2002年申立て第7号	校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	調査不実施・調整実施	—
21	2002年申立て第8号	民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題	02.09 要望(当該施設) 02.11 意見表明(市保健福祉部) 02.11 結果通知(県民生活部監査指導課) 03.03 要望(当該施設設置者) 03.03 意見表明(市保健福祉部) 03.03 公表(市政記者クラブ) 03.04 結果通知(県民生活部監査指導課)	公開
22	2002年自己発意第2号	中学校における頭髮黒染め指導での健康被害問題	02.10 意見表明(市教育委員会) 02.11 公表(市政記者クラブ)	公開
23	2003年申立て第1号	いじめ被害及び子どもからの被害の訴えに対する教員の対応の問題	03.11 意見表明(市教育委員会)	公開
24	2003年申立て第2号	校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	04.10 是正等申入れ(市教育委員会) 04.10 結果通知(当該学校)	公開
25	2003年申立て第3号	区域外通学の申請手続きにおける市教育委員会の対応の問題	03.11 対処の必要が認められず調査終結	—
26	2003年申立て第4号	子ども間で起こった事件への事後対応及びその後の子どもの不登校への学校の対応に関する問題	調査不実施・別件処理	—
27	2003年申立て第5号	生徒指導に関する問題	調査不実施・調整実施	—
28	2003年申立て第6号	教員の体罰等と学校の事後対応の問題	03.09 意見表明(市教育委員会) 03.09 結果通知(当該学校)	公開

29	2003年自己発意第1号	子ども間で起こった事件を端緒とした保護者間及び保護者と学校間の対立及び子どもの不登校への対応に関する問題	03.07 意見表明(市教育委員会) 03.07 改善等申入れ(当該学校) 03.08 要望(当該保護者) 03.09 結果通知(当該保護者)	非公開
30	2003年申立て第7号	いじめに対する学校の対応に関する問題	調査不実施	—
31	2004年申立て第1号	生徒指導における子どもの意見不尊重問題	04.06 結果通知(当該学校) 04.06 結果通知(市教育委員会)	非公開
32	2004年自己発意第1号	法律的な問題も含んだ子どもの人権侵害の疑い	05.06 結果通知(市教育委員会)	非公開
33	2004年申立て第2号	いじめ被害再発への不安及び学校内でのいじめに対する学校の対応に関する問題	04.12 結果通知(当該学校) 04.12 結果通知(市教育委員会)	公開
34	2004年申立て第3号	いじめ被害および被害の訴えに対する教員の対応の問題及び子どもの不登校	05.06 意見表明(当該学校) 05.09 意見表明(市教育委員会)	公開
35	2005年申立て第1号	教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	05.08 勧告(市教育委員会) 05.08 勧告(当該学校)	公開
36	2005年申立て第2号	子どものいじめ被害と精神的苦痛への学校・市教育委員会の対応の問題	06.03 調査打ち切り	—
37	2006年申立て第1号	生徒指導における子どもの意見不尊重問題	調査不実施・調整実施	—
38	2006年申立て第2号	子ども間の暴力に対する学校の対応の問題	06.07 調査打ち切り	—
39	2007年申立て第1号	高校受験における志願変更申請への学校の対応とその後の進路指導に関する問題	07.11 意見表明(市教育委員会) 07.11 改善等申入れ(当該学校)	公開
40	2007年申立て第2号	教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	08.03 是正等申入れ(当該学校) 08.04 意見表明(市教育委員会) 08.08 結果通知(当該学校) 08.09 結果通知(市教育委員会)	公開
41	2008年申立て第1号	小学校の学校給食における食物アレルギー対応に関する問題	08.12 意見表明(市教育委員会) 08.12 結果通知(当該学校)	公開
42	2008年申立て第2号	子ども・保護者と学校の間のトラブルに関する問題	調査不実施	—
43	2008年申立て第3号	いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題	09.04 結果通知(市教育委員会) 09.04 結果通知(当該学校)	公開
44	2009年申立て第1号	いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題	09.06 調査打ち切り	—
45	2010年申立て第1号	子どもへの指導及びその後の子どもの不登校に対する学校の対応に関する問題	10.08 調査打ち切り	—
46	2010年申立て第2号	学校行事で起きた逸脱行為をめぐる学校の対応及びその後の子どもの登校困難への対応に関する問題	11.03 結果通知(市教育委員会) 11.03 結果通知(当該学校)	公開
47	2011年申立て第1号	学校で起こった子ども同士のトラブルをめぐる学校対応及び小中連携の困難に関する問題	12.03 意見表明(市教育委員会)	公開
48	2011年申立て第2号	中学校での体罰及び生徒指導のあり方に関する問題	12.05 結果通知(市教育委員会) 12.05 結果通知(当該学校)	公開
49	2012年申立て第1号	中学校での生徒指導のあり方に関する問題	12.11 調査打ち切り	—
50	2012年申立て第2号	市内県立高校生の自殺といじめ被害を含む生前の生活状況との関連性、生前の学校の対応及び事後の遺族対応に関する問題	13.03 是正要望(当該学校) 13.03 結果通知(県教育委員会) 13.03 条例第20条に基づく報告(市長) 13.03 案件処理通知(市教育委員会) 13.03 公表(市政記者クラブ)	公開
		上記問題をふまえた市としての再発防止策に関する提言『市内県立高校生事案の背景状況をふまえた今後の取り組みに関する提言 ―子どもの声を受けとめ、希望を語れる社会をつくるために―』	13.11 条例第6条第3号に基づく提言(市長・市こども家庭部) 13.11 条例第6条第3号に基づく提言(市教育委員会) 13.11 公表(市政記者クラブ)	公開
51	2013年申立て第1号	学校内で起こったトラブルに対する学校の対応及び学級崩壊に関する問題	調査不実施・調整実施	—
52	2014年自己発意第1号	『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』の運用における子どもの権利の不当な制限に関する問題	14.12 意見表明(市教育委員会) 15.09 意見表明(市教育委員会)	公開
53	2016年自己発意第1号	市内私立保育所で生じた問題に対する保育所の苦情解決制度の運用に関する問題	17.06 意見表明(市教育委員会) 17.09 公表(市政記者クラブ)	公開
54	2021年申立て第1号	障害のある子どもへの介助行為をめぐる教員と学校対応の問題	調査継続中	—

(注)「公開」は、条例上の対処に関する文書を、年次報告書への掲載ないしはオンブズパーソンが必要と認める方法により公表したもの。
(部分公開も含む)

表Ⅳ－２ 提言状況一覧（1999年～2021年）

提言状況	提言事項(概要)
1999年オンブズ・レポート 上での提言	1 地域での子ども家庭支援の推進に向けて (1) 「エンゼルプラン(川西)」の着実な具体化 (2) 子ども家庭支援で市長部局と教育委員会とのいっそうの連携・協同 (3) 児童虐待を防止するネットワークの構築 (4) 子育てアドバイザーや子育てボランティアの育成
	2 子どもの意見表明や参加・参画を大切にする人権文化の創造に向けて (1) 現在の子ども議会趣旨を見直し、子どもの自治活動に資する意義の充実を。 (2) 子ども議員の選出方法や役割、その活動内容等について、要綱等を整備し、子ども議員選出の選挙等を通してすべての小中学生が積極的に子ども議会に参加し、これを活用できるような充実を。 (3) これまでの子ども議会の成果を基礎に、子どもの实际生活に根ざした諸課題について、子ども議会が主体的な話し合いを行い、それに基づく一定自律的な決定を子ども議会自らが相応に行うことができるような、関係機関の工夫や改善を。 (4) これらに基づいて、おとなの適切な支援により子どもの意見表明や参加・参画が促進され、それが本市の施策や日々の取り組みによりいっそう反映されるように。
	3 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の普及を図るために市の機関に期待する取り組み (1) オンブズパーソン制度の本質について意味を共有し、さらに深めること。 (2) 本条例の趣旨と精神が、本市のすべての機関に浸透し、その認識に基づき本市独自の取り組みとして推進を。 (3) 本市の機関とオンブズパーソンが相互の役割と立場を尊重しあい、ともに本条例の目的達成のために尽力していくこと。
2001年市及び教育委員会への提言	地域での子ども家庭支援の一層の推進に向けて 1 子育て・子育て支援策の基本的な考え方 (1) 子どものニーズの的確な把握と優先的な対応をはかる。 (2) 子どもの参加と参画を支援する積極的な公的社会的なかわりをする。 (3) 市民参加による子育て・子育て支援をする。 (4) すべての子ども・すべての子育て家庭を視野に入れた施策とする。 (5) 既存施設等の有効活用をはかる。
	2 子育て・子育て支援策のうち差し迫って必要と思われる施策 (1) 子どもの居場所・人間関係づくりの場となる児童館および児童育成施設の充実 (2) 小学校の保健室補助員配置の充実 (3) 子どもの意見表明・参加の場として「子ども議会」の一層の充実
2002年オンブズレポート 上での提言	子どもの権利状況の検証および問題提起として 1 川西市「児童育成計画」に寄せる期待と提言 (1) 「児童育成計画」で求められる権利擁護システムづくりを具体化する。 (2) 「児童育成計画」で期待される子どもの居場所づくりを行う。 (3) 「児童育成計画」で掲げられた「子どもの参加・参画」を具体化する。 (4) 密接不可分な関係にある子どもの「居場所」と「参加」に取り組む。 (5) 学齢期の特徴をふまえたうえで「居場所」と「相互関係」を。
	2 川西市での「不登校」をめぐる現状からの問題提起 (1) 「不登校」にかかわる公的資源の情報について、学校から的確に保護者に伝えられるように。 (2) 各校における基本的な考え方や具体的な取り組みの実態を教育委員会として改めて把握し、「不登校」問題に関する基本方針と具体策を確立していく。 (3) 「不登校」問題にかかわる事例研究について、教育委員会と学校その他の機関とでこれを積極的に推進する。
	3 「落ち着きがない」とみられがちな子どもの教育と医療をめぐって 子どもの置かれている現状への理解と認識を持つように。
	4 子ども議会に関する1999年次提言後のその後 (1) 事前協議会とともに事後にも協議会をもって振り返りのための意見表明と参加の機会を設けたり、また子どもたちの編集委員や広報委員などの事後活動を豊かにして、子ども議会の意味と成果を子ども議員が相互に共有しあえるように。 (2) 子どもの意見表明と参加を大切にする子ども議会の意味を、子どもたち全体の日常生活により具体的に生かしていくこと。
2008年教育委員会への提言	教職員に対する児童虐待防止に関する研修制度の充実に向けて 1 児童虐待に関する研修制度の充実を図ること。 2 研修制度の充実に関する方向性として、対象は全教職員とし、内容は子どもが虐待されている兆候を発見するスキル、社会的援助ソースを把握し、ソーシャルワーク的発想方法、子どもとの関係づくりと教師集団の役割分担の在り方を含むものを。
2013年市及び教育委員会への提言	市内県立高校生事案の背景を踏まえた今後の取り組みに関する提言 1 子どもの置かれた状況を具体的かつ総合的に把握し、子どものSOSを発しやすくなるための条件整備をさらに推進すること 2 学校・地域等における諸活動や子ども施策のための実態把握・立案・実施において、子どもの表明した意見を尊重し、子どもが主体的に参加できる機会を実質的に確保すること 3 いじめ防止対策推進法に基づきいじめ対策の実施にあたっては、子どもの権利条約の考え方を基盤として、「子どもの最善の利益」を確保する観点からの取り組みを進めること
2017年教育委員会への提言	義務教育修了後の子どもへの支援体制の推進に関する提言 1 義務教育段階から義務教育修了後に至るまで、切れ目のない子ども支援体制を構築するために、教育委員会の各部局が領域横断的に連携し、その具体的方策について協議の場を設けること 2 進路未定の状態のまま義務教育を終える子ども、高校進学後に中途退学する子どもの生活実態に焦点をあてて、中学校在籍時から予防的支援のあり方、義務教育修了後の子どもが利用できる相談窓口および社会資源の確保等について検討すること

2018年教育委員会への 提言	いじめ防止等の対策をより実効的に推進するための提言 1 学校のいじめの防止等のための組織が果たす役割・機能を再確認し、十分機能するような取り組みと工夫を。 2 いじめの発生した背景的状况を調査し、「悪質ないじめ」であるのか、いじめられた側といじめた側双方の主張にそれぞれ一理あるような子ども同士のトラブルであるのか等、事案の本質を見極めた上で、適切な教育的対処を。
2020年教育委員会への 提言	学校運営における組織的対応についての提言 1 組織としての学校が機能不全に陥った場合には、教育委員会による何らかの直接的な介入を可能とするための新たな枠組みを構築するべく、教育委員会と学校との権限関係の整理に着手を。 2 既存の枠組みにとらわれない多様な学級編成並びにこれらを通じた新しい学校運営の在り方の模索を。 3 「チーム学校」の実質化を図るべく、多職種連携(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの活用)の推進について、可及的早期に具体的かつ実効的な計画を樹立し実践を。特にスクールソーシャルワーカーの活用、養成、教育・研修等に係る運用改善に着手を。

V オンブズパーソンの広報・啓発活動

条例では、オンブズパーソンの職務として、「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」（第6条第2号）を掲げています。特に子どもへの人権侵害を未然に防止する観点からは、相談や調査の活動とともに広報・啓発活動は重要です。

条例第21条では、広報・啓発に関する市の機関の役割として、以下の二点が定められています。

- ①条例の趣旨とオンブズパーソン制度のしくみ等を子どもや市民に積極的に広報すること。
- ②子どもがオンブズパーソン制度を身近に活用できるようにするために必要な施策の推進に努めること。

つまり、オンブズパーソンの広報・啓発活動はオンブズパーソンが単独で行うものではなく、市の機関が条例の趣旨をふまえ主体的にオンブズパーソンと連携しながら行うものです。

子どもたちに、オンブズパーソンをより身近な存在として知ってもらうため、リーフレットや電話相談カードを配布するとともに、オンブズに相談するとどうなるかを分かりやすくストーリーにした『こんなときオンブズ』マンガ版をホームページに掲載するなど、「子どもから顔の見えるオンブズパーソン」として、広報・啓発に努めています。

子どもへの広報・啓発

子ども向けリーフレット・電話相談カード・オンブズ通信等の配布

市内の小・中学校、養護学校、幼稚園、保育所及び市内県立高校を通して、1学期にはリーフレット、2学期には電話相談カードを子どもたちに配布しました。また、2016年次より新たに発行している小中学生向け啓発チラシ『子どもオンブズ通信』については、3月にNo.10を、9月にNo.11を配布しました。その中で子どもの権利条約で示されている“子どもがもつ権利”を説明したり、オンブズにどんな相談をしたらいいかを子どもに知ってもらうために、よせられた相談をもとにつくった架空のケースを紹介したりしています。また2020年次の相談内容のランキング表を掲載するなど、オンブズを身近に感じられるよう広報・啓発に努めました。さらに、3月に中学3年生に向けて「中学校を卒業するあなたへ」と題したチラシを配り、卒業後の新たな旅立ちに向けてのエールを送るとともに、オンブズの広報も行いました。

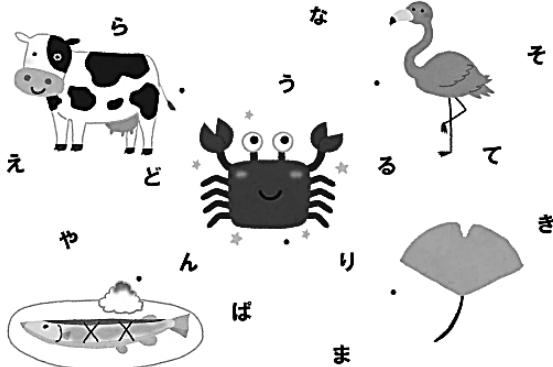
今後もより効果的かつ適切な時期や学年等も検討しながら、さらに広報の充実に努めたいと考えています。

子ども オンブズ通信 No.11

2021年9月

こんにちは！子どもの人権オンブズパーソンです。
私たちは、子どもの困っていることをしっかりと聞き、どうしたらいいかを一緒に考えて問題を解決しています。この通信では、オンブズについてみなさんにたくさん知ってもらいたいと思っています。楽しんで読んでもらえるよう、クイズやマンガもあるので、ぜひ最後まで読んでください。

オンブズからの挑戦状



イラストにある順番で結んでいくと、言葉が浮かびあがるよ。その言葉はなんでしょう？

☆ヒント☆

絵を言葉にしてみると数字が…？



SDGsとは、貧困、健康、教育、平等などに関する17の国際的な目標のことです。よりよい世界を目指すための国連が提唱しました。

まめちしき オンブズ豆知識

結社・集会の自由

このコーナーでは、「子どもの権利条約」で保障されている権利について紹介します。今回とりあげるのは「結社・集会の自由」(第15条)についてです。

「少年探偵団」「かすかべ防衛隊」など、小説やアニメの中に出てくる名前を聞いたことはありますか？これらは、子どもたちが自分たちで作った組織で、目的は「〇〇の平和を守るため」など様々です。実は、フィクションの世界のように、子どもたちだけで組織を作ったりすることは権利として保障されています。たとえば、学校の児童会、生徒会も子どもたちだけの組織です。オンラインゲームでグループを作って一緒に遊ぶこともそうです。

子どもの権利条約第15条では、子どもは他の人々と自由に集まって会を作ったり、参加したりすることができると書かれています。ただし、他の人に迷惑をかけるはならず、安全とルールは守らなければなりません。

人は人が集まって密になること自体がなかなか難しい世の中ですが、子どもでもおとなと同じようにある目的のために自由に集まることのできる権利があることは覚えていてほしいです。もし、理由もなく自分たちの行動を制限されることがあれば、いつでもオンブズに相談してくださいね。オンブズは一人ひとりの声に寄り添って、どうすればいいかを一緒に考えていきます。

【編集・発行】

川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局

〒666-8501 川西市中央町12-1 川西市役所5階

フリーダイヤル

相談したいときは…

0120-197-505

(月曜～金曜 10時～18時)

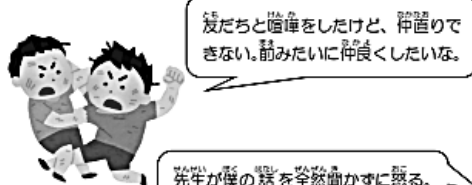


二次元コードから、
相談予約ができます！

オンブズパーソンでは、みんなはどんな相談をしているの？

オンブズパーソンのことを聞いたことはあるけど、みんながどんな相談をしているのかわからないなあ…という気になるナゾにお答えします！実際にオンブズに相談に来る子どもたちの例を挙げながら、説明します。読してくれた内容は勝手にお家の人や学校には言わず、秘密にします。

2020年 みんなからの相談ランキング	
1位	家族のこと・家で起こったこと
2位	学校に行きづらいこと
3位	友だちとの関係について
4位	進路についての悩み
5位	先生の教え方・接し方・叱り方について



先生が僕の話を全然聞かずに怒る。僕にだって理由があるのに…



何をしてもお母さんと喧嘩になる！ほんとうにムカつく！

学校に行こうと思うけど、どうしても行けない…誰にもわかってもらえない…



受験勉強しているけど、僕にとって一番いい進路ってなんだ？！勉強もわからない！

<オンブズからの挑戦状の答え>

絵を言葉にしてみると…「イチ(1) ヨウ」「かに(2)」「サン(3) マ」「うし(4)」「フラミンゴ(5)」には1～5の数字が隠れていました！「イチヨウ」から順に1～5まで点と点を線で結んでいくと、文字の上を線が通ります。その通った文字をつなげると…「りんどう」が出ました☆りんどうは川西市を代表する花で、むかし、川西にゆかりのある清和源氏が旗印にササリンドウを使用していたことにちなんでいるそうです。



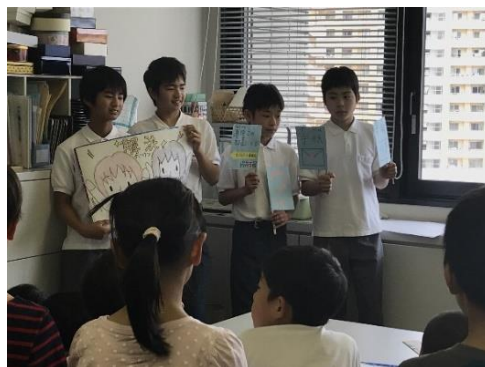
小学校3年生の事務局見学

毎年5月・6月に、市内小学校の3年生による市役所見学が実施され、その際にオンブズパーソン事務局にも見学に来てくれています。相談員が紙芝居を用いて、オンブズパーソンの説明を行うとともに、事務局内の電話を使って、オンブズパーソンの相談に使っているフリーダイヤルに電話をかける「体験」もしてもらいます。しかし昨年次、今年次とコロナ禍の影響で市役所見学が中止となり、事務局見学ができなくなりました。その代わりとして、市教育委員会が作成し各学校へ配布した「庁舎案内DVD」に、オンブズ紹介の動画を提供しました。動画ではオンブズパーソンが出演してメッセージを伝えたり、相談員が紙芝居による制度説明を行いました。

事務局見学は、子どもに「困ったり悩んだりしたとき、どんな小さなことでもいいから、気軽に電話してね」と直接伝えることができ、オンブズパーソンが身近な存在として感じ取ってもらえる絶好の機会です。ぜひ2022年次は事務局見学ができるようにと願っています。

トライやる・ウィークでの中学生受け入れ

毎年5月・6月に、市内中学校2年生がさまざまな事業所の協力を得て、職場体験活動（トライやる・ウィーク）を行います。4校～6校の10人前後の生徒がオンブズパーソン事務局にやってきて、5日間を過ごし、オンブズパーソンと直接会っての話し合いや、相談員との模擬研究協議などの活動を行ったりします。また体験期間中に小学校3年生の事務局見学が重なっている場合には、紙芝居を使ってオンブズパーソンの説明にも挑戦してもらいますが、今年次も昨年次と同様に、コロナ禍の影響でトライやる・ウィーク事業が縮小され、その代わりとして職業インタビューを行う学校があり、オンブズパーソンが中学生からのインタビューを受けました。



2019年のトライやる・ウィークで中学2年生が紙芝居を使ったり、クイズをしたりして、オンブズパーソン活動を説明してくれた様子

トライやる・ウィークは、生徒が今思っていることや感じていることをオンブズパーソンが知ることができるとともに、「子どもの最善の利益」の視点から問題解決に取り組むオンブズパーソンの仕事を生徒に理解してもらうことができる機会です。

「子ども☆ほっとサロン」の開催

原則、月1回の土曜日に、子ども向けの広報・啓発活動の一環として開催しています。これまでオンブズパーソンに相談したことがある子どもを中心に、いろんな子どもたちがやって来ます。以前は中高生の参加が多かったのですが、近年の傾向として、小学生の参加が増え、低学年から高学年、中学生と共に過ごす空間となっています。

2021年次の参加人数は延べ34人です。参加者の中には、学校生活や家族関係、交友関係などでさまざまな問題に直面している子もいますが、住んでいる地域や学年も異なる子ども同士があたたかい雰囲気の中かで、会話や活動を通して親しくなるなど、新たなつながりが生まれる場にもなっています。

ほっとサロンに継続的に参加している子どものなかには、身近な地域に居場所がない子どももいます。いったん学校生活から遠ざかってしまうと、子ども同士の人間関係を結ぶ機会が失われ、社会参加への自信も意欲も失われてしまいがちです。たとえ学校に行けない状況にあっても、安心できる人間関係と場を経験することができれば、人と積極的に関わりたいという意欲を取り戻していくことができます。今年次は、スポーツ、ゲーム大会、手作り工作やクリスマス会などの行事をしましたが、コロナ禍の影響でお菓子作りやフリーマーケットの出店などができなくて残念でした。参加者同士で協力しながら楽しいひと時を一緒に作りあげる体験が、子どもたちの自信や充実感にもつながっています。

市内には、子ども同士がゆるやかにつながれる活動の場が少ないことから、オンブズパーソンは子どもの居場所づくりの推進に向けて、市への提言や居場所に関する座談会開催など、以前から継続的な重要課題として問題提起しています。

表V-1 「子ども☆ほっとサロン」の参加人数 (2021 年次)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
中止	中止	6人	6人	中止	中止	5人	－	中止	7人	5人	5人

おとなへの広報・啓発

市機関職員への広報・啓発

2021 年次は教育委員会の協力のもと、教育委員の方々などと直接意見交換する機会を持ちました。7 月に適応教室「セオリア」の職員と、11 月には教育長及び教育委員の方々と懇談を持ちました。今後も、特に子どもに直接かかわる職員との対話の機会を増やしていけるよう、引き続き市の関係機関と連携・協力して、広報・啓発活動に努めていきます。

【主な広報・啓発】

- ・こども若者相談センター（適応教室「セオリア」）との意見交換
- ・教育長及び教育委員との意見交換

市議会議員への広報・啓発

2021 年次は、昨年次と同様に本市市議会議員の方々と直接意見交換をする機会を得ました。今後もこういった機会を継続的に持つことができるよう努めていきたいと考えています。

【懇談会】

- ・市議会議員との意見交換

市民等対象の講演・研修会等（社会教育団体等の主催）

社会教育関係団体等が主催した講演や研修会、市の機関による市民対象の講演等に、オンブズパーソンなどが講師として招かれたものです。

【主な講演・研修会等のテーマ】

- ・（公社）京都市私立幼稚園協会 京都市地区 地区別研修会（人権）
大倉オンブズ 「子どもを一人の主体として尊重する」
- ・滋賀県臨床心理士会 スクールカウンセラー部会研修会
三木オンブズ 「子どもの権利とオンブズパーソン」
- ・伊丹市立伊丹高等学校
堀家オンブズ 「新学期に向けた生徒の心のケアについて」
- ・兵庫県立川西明峰高等学校
2学期始業式に用いる生徒向けDVDの作成及び提供
「あなたの権利、守られていますか？ ～絵本で学ぶ子どもの権利～」

年次報告会(子どもの“いま”と“明日”を考えるフォーラム)

2021年3月20日に、「2020年次報告会・子どもの“いま”と“明日”を考えるフォーラム」をアステホールで開催し、第一部では、相談員より1年間の活動概況について報告を行うとともに、第二部では、シンポジウム「「チーム学校」を考える」をテーマに基調講演とパネルディスカッションを行いました。

学校教育における複雑化・多様化した課題に対応し、子どもたちの豊かな学びを実現するために「チーム学校」という新しい考え方が広がりつつあります。教員以外にもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門性を持ったスタッフと共に「チーム」で連携・分担して問題解決を目指そうとするものです。

フォーラムでは、「チーム学校」をテーマとして、「子どもの最善の利益」を保証するための学校内外の連携のあり方について討論が行われました。

また、活動報告会での質疑応答の中、2020年次に行った提言に対するご意見が多く出されました。

この提言は、学級や学校が機能不全に陥らないようにするための組織的対応の強化や見直し等について市教育委員会に提案したのですが、今後とも、皆様からいただいた貴重なご意見を真摯に受け止めるとともに、オンブズパーソン制度の基本的理念をどう具体的に実践していくかを継続的に研究していきたいと考えています。



第二部のパネルディスカッションの様子

制度・活動に関する問い合わせや取材・視察・交流

全国の行政、議会、団体等やマスコミからの取材・視察等

2021 年次においては、オンブズ制度の仕組み、運営体制、活動内容等に関する全国の行政機関・自治体議員・団体等やマスコミからの問い合わせ、取材は例年のとおり多くありましたが、視察はコロナ禍の影響を受けて、数件にとどまりました。合計は 21 件です。(2020 年次は 33 件)。

川西オンブズと同じような公的第三者機関が全国で 30 数か所できていますが、それぞれの機関の固有の役割や機能が違っているため、他自治体の公的第三者機関からの問い合わせもあります。

最近、公的第三者機関の重要性や意義が文部科学省や厚生労働省などで叫ばれていることもあり、新たに公的第三者機関を設置しようと考えている自治体の職員や議会議員からの問い合わせや視察もあります。

表 V-2 問い合わせ・取材・視察件数 (2021 年次)

機関等	件数
行政機関	12
国会議員	2
自治体議員	1
マスコミ	4
研究者・大学生等	0
NPO・法曹界等団体	1
個人	1
その他機関・団体	0
合計件数	21

VI オンブズパーソンの会議と情報公開

代表オンブズパーソンは、条例施行規則第 5 条に基づき「オンブズパーソン会議」を招集して、条例運営の重要事項について話し合って決定します。

「重要事項」とは、次に該当する場合です。

- ① オンブズパーソンの円滑な職務遂行に必要な役割分担に関すること
- ② 代表オンブズパーソンの職務代理の互選
- ③ 調査の中止や打ち切りなど、調査の継続が相当でないとする場合
- ④ 勧告、意見表明等の内容を公表する場合
- ⑤ 運営状況等を市民に報告し、公表する場合
- ⑥ オンブズパーソンがオンブズパーソン会議の合議を求める場合

これらは、いずれもオンブズパーソンが「子どもの最善の利益」を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するためのものです。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除いて、積極的に公開することが原則となっています。また、この原則は勧告や意見表明等の条例上の対処についても適用されます。

これは、川西市の子どもがおかれている現状や課題をできるだけ広く市民に知ってもらうとともに、「子どもの最善の利益」の実現に努力するためです。

「オンブズパーソン会議」の開催状況

表VI-1 オンブズパーソン会議の開催状況（2021 年次）

会 議	開催期日	議 案 等
第 1 回会議	4 月 9 日	代表代行オンブズパーソンの互選について （報告事項） 2021 年度 オンブズパーソン事業の当初予算について （議案第 1 号） 2021 年度 オンブズパーソン事務局の事務分掌について （議案第 2 号） 調査相談専門員のうち「専門員」の推薦について
第 2 回会議	12 月 10 日	（報告事項） 2021 年 1 月～11 月の相談受付状況について （議案第 3 号） 2021 年次の運営状況等の報告及び公表について

2021 年次は、オンブズパーソン会議を表Ⅵ-1 のとおり 2 回開催しました。
審議された各議案のあらましは、以下のとおりです。

議案第 1 号

2021 年度の事務局事務分掌の詳細を定める必要があるため、意見を求めたところ、原案のとおりオンブズパーソンの全会一致により承認されました。

議案第 2 号

調査相談専門員のうち「専門員」の委嘱任期满了に伴い次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため、オンブズパーソンの意見を求めたところ、現行の 10 名の専門員に 1 名を加え、残りの者について、引き続き就任を求めるべく、推薦することが全会一致で決定されました。

議案第 3 号

2021 年次の運営状況等の報告及び公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、①「年次報告書」の章立てと編成内容（案）、②「年次活動報告会」の開催企画（案）が提案され、協議の結果、いずれも原案のとおり全会一致で決定されました。

個々の案件に関する「研究協議」の開催状況

オンブズパーソン会議とは別に、個々の案件に関してオンブズパーソンと相談員及び専門員等が意見交換し、それぞれの専門分野からケース検討を行う「研究協議」を開催しています。

原則として毎週金曜日の午後、5 時間程度かけて、相談員からの詳細な報告に基づき、全員で課題の整理や意見交換等を行って、最善の対応方策を決めています。

またこの日に、オンブズパーソンが、子どもや保護者等の相談者や申立人、市教委・学校等の関係機関と面談・調整を行う機会を設定する場合があります。

なお、研究協議は多くの個人情報を取り扱うため、原則非公開としています。



オンブズパーソンと相談員等がそれぞれ対等な立場で、一人ひとりの子どもの「最善の利益」を求めて意見を出し合います。

表Ⅵ-2 「研究協議」（ケース会議）の開催状況（2021 年次）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
4	4	4	4	5	4	4	4	4	5	4	4	50回

研修会の開催

毎年、オンブズパーソン活動の活性化を図るため内部研修会を実施していますが、今年次は、9月24日にテーマ「重い障害のある子どものより豊かな学校生活のために」と題して、研修会を行いました。申立て案件になっているケースについて、各種の資料を取りそろえながら問題提起し、これから取り組むべき方向性等を議論しました。

情報公開の対応

情報公開には、公文書公開や個人情報開示があり、市の情報公開条例、個人情報保護条例やオンブズパーソン制度個人情報保護要綱により対応を行っています。

オンブズパーソンについては、条例第20条でその運営状況等の報告及び公表を義務づけており、年次報告書（『子どもオンブズ・レポート』）にまとめて、市長に報告するとともに、市民に公表しています。

これにより、子どもを含む市民が運営状況について検証し、オンブズパーソン制度への協力、活用と充実がより一層図られることを期待するものです。

公文書公開関係

今年次は、市情報公開条例第6条の規定に基づく公文書の公開請求はありませんでした。

オンブズパーソン活動における公文書は、相談記録や調査記録など多くは秘密保持を前提に提供された個人に関する情報であり、原則非公開となります。これを公開するとオンブズパーソンの付属機関としての独立性や自律性が損なわれるとともに、公正な判断が妨げられ、相談者や関係者等との信頼関係も損なわれるからです。

一方、市の関係機関に対して勧告や意見表明等を行った文書は、「子どもの最善の利益」を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開することが原則です。そのため、個人に関する情報で他の情報と関連づけることにより、特定の個人が識別されるもののうち、一般的に他人に知られたくないと認められる情報を除いて、年次報告書において原則公開を行っています。

個人情報開示関係

今年次は、市個人情報保護条例第21条に基づく個人情報の開示請求はありませんでした。

相談記録や調査記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する相談員によって作成され、相談案件の内容や経緯、対応等が詳細に記録されています。

これは、オンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、問題解決を行うために必要とする記録です。その公開については、川西市個人情報保護審査会の答申を尊重しながら、オンブズパーソンの判断により対応しています。

Ⅶ オンブズパーソンからのメッセージ

オンブズワークと子どもの声を聴くということ

オンブズパーソン 三木 憲明

昨今、いじめについての相談、調整活動が増えています。

背景にさまざまな関係性が垣間見え、子ども同士の人間関係が複雑化したり混乱したりして、その延長線上にいじめが発生しているという事例が少なからず見受けられます。

先生方は、そうした人間関係のもつれも含めて、事実関係を明らかにしようと努力しておられることが大半で、少数の例外を除き、大変な労力と児童生徒への思いをもって、いじめの調査とその後の支援・指導・助言等に当たっておられます。



この点、被害の程度が著しく、被害者保護を徹底し、被害者と加害者の分離を基本とすべき場合(ひどい暴行や性加害により被害者が PTSD になったような場合)には当てはまりませんが、先生方としては被害者対加害者という二項対立の分断の構図にはしたくないと考えられることも多く、被害者のみならず、加害者からも何故いじめに発展してしまったのか、その理由をしっかりと聴いたうえで、できれば被害者と加害者が表面的ではない本音を出し合って、互いを理解し合うことにより、いじめの解消と再発防止を図りたいと考えられるようです。

私も、基本的にはその考え・姿勢に共感していますし、オンブズワークの中でも可能な限りそうした取り組みを大切にしているつもりです。もちろん、早計で安直な「手打ち」が事態をさらに悪くする可能性には留意しなければなりません。分断の考えによらず、被害者も加害者ともに愛すべき存在であるとの考えのもとに、両者から(場合によっては周囲の子どもたちからも)、事実関係に加え、その時々思いや感情をしっかりと聴くことの大切さがいま改めて認識される必要があると考えています。このようにして、先生方と子どもたちとの間に深い信頼関係が築かれていけば、たとえいったんは被害者と加害者という立場に立たされた子どもたちであっても、先生方を仲介者として、安全な場で本音を語り合うことができるのではないかと思います。そして、それが相互理解につながって、自分とは感じ方も価値観も異なる他者への寛容さを生むこととなり、ひいてはそれがいじめの解消と再発防止につながることを期待できるのです。

それは理想論に過ぎないという声が聞こえてきそうですが、果たしてそうでしょうか。現実には実践することが難しいからといって、諦めてしまっているのでしょうか。これだけ複雑・多様化した現代社会の中で、人々が互いに尊重し合って幸せに暮らすには「他者理解」の重要性はいくら強調しても過ぎることはないと思います。さまざまな差別の解消のためのキーワードであるインクルージョンやダイバーシティといった概念も、すべてこの「他者理解」

につながっています。ただし、この「他者理解」はすべての事案における関係修復を意味するものではありません。「他者理解」の末に、どうしても相手とはうまくやっていくことができないだろうと感じ、距離を置くという選択をすることもあるでしょう。それも子どもたちが自分の人生を自分で決めていくプロセスの重要な一幕です。おとなは、そうした子ども自身の選択を手取り足取り誘導するのではなく、子ども自身が悔いのない選択をし、だからこそ過去に区切りをつけて未来に向かって歩き出せるという、その環境整備に精を出すべきだと思います。そのためにも、まずおとなは子どもの意見をしっかりと聴く、おとなが子どもをひとりの人格として認め、しっかりとした「他者理解」を行うことが大切です。そうして自らを深く理解してもらった子どもは、やがて自然と「他者理解」をするようになり、自分なりの目で見えて頭で考え、相手とコミュニケーションし、どのようにしてその相手と付き合うか、あるいは付き合わないか、付き合わないとしたらそのことをどう相手に分かるように説明してやれるのか、やれないのかななどを主体的に考え、合わせて相手への柔らかな視線も持てるようになります。

私は、昨年1年間、従前にも増して「オンブズワークとは何か」「子どもの声を聴くとはどういうことか」について向き合い、考えを重ねる機会を与えられました。上記のいじめに関連した思索も、この「オンブズワークとは何か」「子どもの声を聴くとはどういうことか」について考えたことの一環なのですが、未だにその答えにたどりついてはいません。そして、今後も「正解はこれだ！」という境地には至れないのかもしれませんが、ただ、思考停止せずに常に子どもの立場に立って、できるだけ多くの子どもたちがいきいきと意見表明でき、参加できるためには何が必要かを考え続けたいと思っています。しかし、私一人の思索や実践では独りよがりの未熟な取り組みになってしまうかもしれませんので、子どもたちはもちろんのこと、先生方や保護者の方々をはじめとする子どもたちのサポーターたるおとなたちともしっかりとコミュニケーションを図りながら、子どもたちにとってのベストを探っていきたいと思います。

さて、上の話題と関連するかしないか微妙ですが、最近読んだ本の中にひどく感銘を受けたというか、込みあげてくるものが抑えきれなかったお話がありました。吉野源三郎著『君たちはどう生きるか』（マガジンハウス社）の一節です。この本は、1937(昭和 12)年に出版されたもので、学制やジェンダーなどを含めた時代背景は現代とかなり違っているのですが、そこに描かれた貧困、いじめ、友情、勇気といったテーマは今も昔も変わらないものです。そしてそれらのテーマに向き合う子どもを傍でそっと支えるおとなのありようについても、本当に考えさせられるものでした。

『君たちはどう生きるか』の主人公は通称コペル君(中学二年生：当時は旧制中学)。コペル君には、北見君、浦川君、水谷君といった同級生の親友がいます。北見君は、将校を父に持つ、曲がったことが大嫌いな性格で、自分よりもずっと体の大きな上級生にも思ったことをそのまま言ってしまうといった人です。その北見君の性格が災いして、北見君が上級生から目を付けられ、「焼きを入れられる」のではないかといた噂が流れます。コペル君、浦川君、水谷君らは、北見君とともに対策を練りますが、もし北見君が上級生から呼び出されて乱暴

されそうになったら、北見君に加勢して、北見君を決して一人にはさせないと固い約束を交わします。しかし、その後数か月何事もなく経過し、ことなきを得るかと思ったある冬の雪の日、ふとしたトラブルから北見君がその上級生に「焼きを入れられる」羽目になってしまいます。場所は運動場の片隅、お昼休みの出来事です。その場に居合わせた浦川君、水谷君は恐ろしさに震えながらも北見君を守ろうと上級生との間に割って入り、北見君と一緒にやられてしまいます。が…少し離れたところに居たコペル君は、おじけづいてしまい、遂に北見君の仲間だと名乗りをあげられずに傍観者となってしまいます。何度も何度も名乗りをあげようとしたのですが、足がすくんでどうにも動けなかったのです。上級生にやられた三人は、互いに肩を支え合ってむせび泣きますが、コペル君はひとり激しい後悔、自己嫌悪に見舞われます。

¹¹ そうです。コペル君は暗い暗い世界に落ち込んでしまっていました。

卑怯者

卑怯者

卑怯者

聞くまいとしても聞こえてくるのは、この無言の声です。

正月の五日、あの水谷君の部屋で、殴られるならいっしょにと、あれだけ固い約束をしたのを、コペル君は破ってしまったのでした。親友の北見君が殴られるのを目の前に見ながら、なに一つ抗議せず、なに一つ助けようとはしないで、おめおめと見過ごしてしまったのです。

【中略】

さっきまであんなに仲のよかった友だちが、もう永遠に近づけない、よそよそしいものとなって、自分から遠ざかってしまったように思われます。まるで、自分ひとり暗い谷底へ落ち込んで、這いのぼることもできない高い崖の下に取り残されてしまったような気持ちです。なんてことを自分はしてしまったんだろう。なんて取り返しのつかない真似をしてしまったんだろう。

【中略】

三人は、同じ危険のもとに身をさらし、共につらい目を味わって、一緒にくやし涙を流した仲です。三人は、このとき本当に一つ気持ちに溶け合っていました。くやしさはまだ残っていましたが、信じあえる友だちをもった喜びは、そのくやしさによって、かえって心を酔わすばかりになっていました。

それは、コペル君にも想像がつきます。想像がつくだけにコペル君は、その仲間にはいる資格のない自分を、どんなにみじめに感じたことでしょう。

【中略】

雪の中にしょんぼりと立ちつくして、コペル君は、だんだんと遠ざかってゆく、三人の友だちの後ろ姿をみつめていました。すると、今までに味わったことのない、苦しい、熱い涙が

¹¹ 以下、原著からの引用部分を太字の斜体で表記します。

目にあふれてきて、三人の姿も霞んでしまいました。

コペル君は力なく頭を垂れました。

この後、コペル君は思い悩み、病気になってしまいます。あの雪の日の出来事からコペル君は学校を半月ほど休むことになったのです。体は徐々に回復しますが、体の疵は癒えても、心のほうはそうはいきません。あの雪の日に味わった激しい後悔と自己嫌悪が繰り返してコペル君を襲います。北見君、浦川君、水谷君に謝らなければならない反面、どんな顔をして謝ればいいのかまったく思いつきません。思い詰めたコペル君は、死んだほうがましだとさえ考えるようになります。

そんなコペル君をお母さんはただただ心配で見守っているだけです。コペル君もお母さんにはあの雪の日のことをどうしても打ち明けることができません。そんなある日、お母さんの弟で近所に住んでいるおじさんが訪ねてきます。おじさんはコペル君に人生で大切なことを教えてくれる人で、いろいろなことをノートに書き溜めて、それをコペル君へのメッセージとして届けてくれる、そんなおとなです。コペル君も、おじさんになら…と考えて、重い口をようやく開きます。

「叔父さん、僕ね…」

そういいかけたとき、急に眼が熱くなってきたかと思うと、たちまち涙があふれてきました。むせびそうになるのを耐えながら、コペル君はいいました。

「とても、とても済まないこと、しちまったんだ」

【中略】

「北見君たちに仲直りしてもらいたいって気持ちは、叔父さんだってわかるよ。でもね、コペル君、いま君はそんなことを考えていちゃいけないんだ。いま君がしなければならぬことは、何よりも先に、まず北見君たちに男らしくあやまることだ。済まないと思っている君の気持ちを、そのまま正直に北見君たちに伝えることだ。その結果がどうなるか、それは、いまは考えちゃいけない。

君が素直に自分の過ちを認めれば、北見君たちは機嫌を直して、元通り君と友だちになってくれるかもしれない。あるいは、やっぱり憤慨したまま、君と絶交しつづけるかもしれない。それは、いくら考えてみたってわかりやしないんだ。しかし、たとえ絶交されたって、君としては文句は言えないんだろう。

だから、だからね、コペル君、ここは勇気を出さなけりゃいけないんだよ。どんなにつらいことでも、自分のした事から生じた結果なら、男らしく堪え忍ぶ覚悟をしなくっちゃいけないんだよ。

考えてごらん、君がこんどやった失敗だって、そういう覚悟ができていなかったからだろう？いったん約束した以上、どんな事になっても、それを守るという勇気が欠けていたからだろう？」

コペル君は、目をつぶったまま、黙ってうなずきました。

【中略】

その日の午後、コペル君は長い間かかって、北見君へ手紙を書きました。

コペル君は、とりつくろうことなく、あの雪の日に自分がしたこと、その理由、謝罪の気持ち、卑怯者と思われるかもしれないこと、でも北見君たちのことをどうでもいいと思ったことは一秒たりともないことなどを綴りました。許してもらってもらわないではなく、ただただ謝りたい、自分の弱さも含めて心の中を正直に打ち明け、伝えたかった、そんな思いに満ちた手紙でした。

さて、その後コペル君と北見君、浦川君、水谷君たちはどうなったのでしょうか。そこは、是非とも原作を読んでみて下さい(ご想像どおりの展開ですが…)。しびれますので。

この話を読んで私がとても感銘を受けたのは、自分自身にコペル君とほぼ同じ体験があったことを本当に久しぶりに思い出したからだと思います。自責の念で追い詰められた状況の中で、子どもが自分自身の課題に向き合うことの大切さ、そして苦しみ。そうしてもがき苦しむ子どもにおとなは何をしてやれるのか、本人に代わって解決を請け負うのではなく、とことん向き合って子どもの話を聴き(そして、その大前提として、日ごろからの信頼関係の構築が何よりも大切なこと)、子どもが自ら体験し考え抜く中で実践していくことをどうサポートすべきか、大切な示唆を与えてくれる良書です。

おとなは、ともすると子どもに傷つきを体験してほしくないと考え、先回りして子どもの行動や思考を制御しようとするところがあります。自戒も込めてそう思います。コペル君がすべてをさらけ出して北見君に出した手紙もむなしく、絶交という結果になったら…ということをコペル君を愛しているおとななら、みんな思います。でも、だからといって、コペル君の肩代わりは誰にもできないのです。もしコペル君がまた傷つくことがあっても、そのときは寄り添ってまた話を聴くしかないではありませんか。

(みき・のりあき／弁護士)

参 考

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

2021年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

平成 10 (1998) 年 12 月 22 日
川西市条例 第 24 号

目 次

- 第 1 章 総則 (第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 オンブズパーソンの設置等 (第 4 条―第 9 条)
- 第 3 章 救済の申立て及び処理等 (第 5 条―第 18 条)
- 第 4 章 補則 (第 19 条―第 22 条)
- 付 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約 (以下「子どもの権利条約」という。) の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン (以下「オンブズパーソン」という。) を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

- 第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。
- 2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。
- 3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

(定義)

- 第 3 条 この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第 1 条本文に規定する 18 歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。
- 2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項 (以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。) のうち、

本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな (以下「本市内の子ども又はおとな」という。) から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。

- 3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関 (議会を除く。) 若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

第 2 章 オンブズパーソンの設置等

(オンブズパーソンの設置)

第 4 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の付属機関として、オンブズパーソンを置く。

(オンブズパーソンの組織等)

- 第 5 条 オンブズパーソンの定数は、3 人以上 5 人以下とする。
- 2 オンブズパーソンのうち 1 人を代表オンブズパーソンとし、オンブズパーソンの互選によりこれを定める。
- 3 オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、次条に規定するオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。
- 4 オンブズパーソンの任期は、2 年とする。
- 5 オンブズパーソンは、再任されることができる。ただし、連続して 6 年を超えて再任されることはできない。
- 6 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンブズパーソンを解職することができない。

(オンブズパーソンの職務)

- 第 6 条 オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。
- (1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。
- (2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

(オンブズパーソンの責務)

第 7 条 オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第 8 条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

(兼職等の禁止)

第 9 条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員又はオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができない。

第 3 章 救済の申立て及び処理等

(救済の申立て等)

第 10 条 子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソンに相談することができる。

2 本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。

3 前項の申立ては、口頭又は文書ですることができる。

4 第 2 項の申立ては、代理人によってすることができる。
(調査等)

第 11 条 オンブズパーソンは、前条第 2 項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であつて、かつ、第 6 条各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

2 オンブズパーソンは、前条第 2 項の申立てが擁護及び救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、オンブズパーソンが特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 オンブズパーソンは、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談又は匿名の擁護及び救済の申立てその他の独自に入手した情報等が第 6 条各号のいずれかに関するものであると認める場合は、当該情報等に係る調査を自己の発意により実施することができる。

4 オンブズパーソンは、前条第 2 項の申立て又は独自に入手した情報等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査又は当該情報等に係る調査を実施することができない。

(1) 重大な虚偽があることが明らかである場合

(2) オンブズパーソンの身分に関する事項である場合

(3) 議会の権限に属する事項である場合

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかである場合

5 オンブズパーソンは、第 1 項又は第 3 項の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる

(調査の方法)

第 12 条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

2 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンブズパーソンは、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

(申立人への通知)

第 13 条 オンブズパーソンは、第 11 条第 1 項に規定する審査の結果について、これを速やかに第 10 条第 2 項の申立てをした者（以下「申立人」という。）に通知しなければならない。

2 オンブズパーソンは、第 10 条第 2 項の申立てについて、第 11 条第 1 項の規定により実施した調査を中止し、又は打ち切るときは、その旨を当該申立人に通知しなければならない。

3 オンブズパーソンは、第 10 条第 2 項の申立てを受け、第 11 条第 1 項の規定により調査を実施した子どもの人権案件について、これを第 15 条から第 18 条までの規定により処理したときは、その概要を当該申立人に通知しなければならない。

4 前 3 項に規定する通知は、当該申立人にとって最も適切な方法により行うものとする。

(市の機関への通知)

第 14 条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、第 11 条第 5 項の規定により、子どもの人権案件の調査を中止し、又は打ち切ったときは、前項の規定により通知した関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

3 オンブズパーソンは、次条から第 18 条までの規定による子どもの人権案件の処理を行ったときは、その概要を必要と認める市の機関に通知するものとする。

(勧告、意見表明等)

第 15 条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は是正等申入れ書を提出することができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図るよう意見表明し、又は改善等申入れ書を提出することができる。

3 前 2 項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要望及び結果通知)

第 16 条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第 13 条の規定による申立人への通知のほかに、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。

(報告)

第 17 条 オンブズパーソンは、第 15 条に規定する勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表明等を行った市の機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、第 15 条第 1 項に規定する勧告等に係る報告については当該報告を求められた日から 40 日以内に、同条第 2 項に規定する意見表明等に係る報告については当該報告を求められた日から 60 日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置等について報告するものとする。

3 市の機関は、前項に規定する報告を行う場合において、是正等の措置等を講ずることができないときは、オンブズパーソンに対し、理由を示さなければならない。

(公表)

第 18 条 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第 15 条に規定する勧告、意見表明等の内容を、公表することができるものとする。

2 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、前条第 2 項の報告及び同条第 3 項の理由を、公表することができるものとする。

3 オンブズパーソンは、前 2 項に規定する公表を行う場合においては、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第 4 章 補 則

(事務局等)

第 19 条 オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

(運営状況等の報告及び公表)

第 20 条 オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。

(子ども及び市民への広報等)

第 21 条 市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 11 年 3 月規則第 8 号で、同 11 年 3 月 23 日から施行。ただし、同条例第 3 章の規定は、平成 11 年 6 月 1 日から施行)

2021 年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

2021 年 12 月 1 日現在

職 名	氏 名	職 業 等
オンブズパーソン (代表オンブズパーソン)	堀 家 由 妃 代	佛教大学准教授
オンブズパーソン (代表代行オンブズパーソン)	大 倉 得 史	京都大学大学院教授
オンブズパーソン	三 木 憲 明	弁護士（大阪弁護士会）
調査相談専門員（チーフ相談員）	平 野 裕 子	市会計年度任用職員
調査相談専門員（相談員）	大久保 遥	市会計年度任用職員
同	中 村 誠 吾	市会計年度任用職員
同	古瀬 悠	市会計年度任用職員(2021 年 10 月 26 日まで)
同	北村 寿江子	市会計年度任用職員(2021 年 11 月 1 日から)
調査相談専門員（専門員）	生 田 收	元市立中学校長・元市教委部長
同	井 上 寿 美	大阪大谷大学教授
同	郭 麗 月	精神科医
同	勝 井 映 子	弁護士（大阪弁護士会）
同	小 畑 利 宏	元市立小学校長・元市教委室長
同	桜 井 智 恵 子	関西学院大学教授
同	田 中 俊 英	(一社)office ドーナツトーク代表
同	田 中 文 子	(公社)子ども情報研究センター理事
同	羽 下 大 信	兵庫県臨床心理士会会長
同	浜 田 寿 美 男	奈良女子大学名誉教授
同	宮 島 繁 成	弁護士（大阪弁護士会）



※このロゴマークは、「トライやる・ウィーク（職場体験活動）」でオンブズパーソン事務局に来た中学生が描いてくれたものです。

子どもオンブズ・レポート 2021

2022（令和4）年3月発行

発行：川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局
（川西市市民環境部 人権推進課 内）

〒666-8501 川西市中央町 12-1 TEL 072-740-1235 FAX 072-740-1233

相談専用 フリーダイヤル：0120-197-505

https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/shimin/jinken/kdm_onbs/

E-mail：kwex0002@city.kawanishi.lg.jp
